

令和6年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招集期日		令和6年 12月11日
招集場所		厚岸町議場
開閉日時	開会	令和6年 12月12日 午前10時00分
	延会	令和6年 12月12日 午後 5時23分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	×	12		
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果 出席議員 11名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	佐藤浩之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	若　狹　靖	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	石　塚　徹	教委管理課長	諸　井　公
総　務　課　長	布　施　英　治	教委指導室長	藏　光　貴　弘
総合政策課長	三　浦　克　宏	教　委　生　涯	
危機対策室長	四　戸　岸　毅	学　習　課　長	車　塚　洋
税　務　課　長	鈴　木　康　史	監　査　委　員	黒　田　庄　司
町　民　課　長	渡　部　貴　志	監　査　事　務　局　長	川　越　一　寿
保健福祉課長	早　川　知　記	農　委　事　務　局　長	江　上　圭
環境林務課長	真理谷　隆		
水産農政課長	高　橋　政　一		
観光商工課長	田　崎　清　克		
建設　課　長	堀　部　誠		
病院事務長	星　川　雅　美		
水　道　課　長	高　瀬　順　一		
会　計　管　理　者	塚　田　敦　子		

1. 会議録署名議員

3 番	佐　藤　淳　一	4 番	金　子　勇
-----	---------	-----	-------

1. 会　期

12月11日から12月13日までの3日間 (休会日なし)

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(6. 12. 12
)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		一般質問
第 3	議案第84号	財産の取得について
第 4	議案第85号	工事請負契約の締結について
第 5	議案第86号	工事請負契約の変更について
第 6	議案第87号	第6期厚岸町総合計画基本構想変の更及び後期行動計画の策定について
第 7	議案第88号	刑法等の一部を改正する条例法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 8	議案第89号	厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 9	議案第90号	厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
第 10	議案第75号	令和6年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第76号	令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第77号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第78号	令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第79号	令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第80号	令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第81号	令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第82号	令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議案第83号	令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算
第 11		総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会先進地行政視察調査報告書
第 12		総務産業常任委員会先進地行政視察調査報告書
第 13		厚生文教常任委員会先進地行政視察調査報告書
第 14		総務産業常任委員会所管事務調査報告書
第 15		各委員会閉会中の継続審査申出書

厚岸町議会 第4回定例会

令和6年12月12日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、3番佐藤議員、4番金子議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、4番金子議員の一般質問を行います。

4番金子議員。

●金子議員 皆様、おはようございます。

質問通告書に従い、2点について質問させていただきます。

1、飲食店及び宿泊施設の減少について。

(1)町内では平成21年から現在までの16年間で飲食店及び宿泊施設が73軒から49軒に減ったという厚岸町商工会のデータがありますが、町は何が原因で減ったと考え、減ることで町民生活にどのような弊害が考えられるのか。

また、このような状況に町は今までどのような対策を行ってきたのかについて伺います。

2、財政運営について。

(1)令和2年度から令和5年度までの町政執行方針に、健全な財政運営を維持するために、自主財源の確保や経費削減を図る必要があるとありますが、具体的に令和2年度からどのような施策を実践して、今までにどういう結果を得たのかを伺います。

(2)厚岸町の令和4年度の将来負担比率は、全国平均8.8%のところ厚岸町は82.4%になっています。全国平均より9倍ほど高く、釧路管内では一番高い状況にあります。今後、この将来負担比率が改善されないと、町民にどのような影響が考えられるのかについてお伺いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

4番金子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の飲食店及び宿泊施設の減少について、その原因と町民生活に与える弊害は何か、また、今までどのような対策を行ってきたのかについてであります。厚岸町商工会の資料によると、平成21年3月末から令和6年3月末までの16年間で、飲食店は23軒、宿泊施設は1軒減少しており、町民生活に与える影響としては、飲食店の減少が大きいものと考えられます。

飲食店が減少した原因は様々あると考えられますが、その中でも人口減少に伴う利用者減による売上げの減少、経営者の高齢化や後継者不在に伴う廃業、店舗の老朽化による廃業などが挙げられます。

また、飲食店が減少することで町民生活に与える弊害についても、その理由は様々であります。外食や外出機会の減少、雇用の減少、地域の衰退などが考えられます。

次に、町がこれまで行ってきた対策については、中小企業の育成や合理化を促進するために借り受けた中小企業融資の利子補給・保証料補助のほか、景気回復と町内の購買力を高めるためのプレミア商品券の発行、商工業者の事業継続と生活支援のためのがんばろう厚岸応援券の交付、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者緊急資金融資に対する利子補給・保証料補助などの支援を実施してきたところであります。

続いて、2点目の財政運営についてのうち、(1)の令和2年度から令和5年度までの町政執行方針に、健全な財政運営を維持するために、自主財源の確保や経費削減を図る必要があるとありますが、具体的にどのような施策を実践して、どういう結果を得たのかについてであります。自主財源の確保では、町はこれまで町税の収納対策に力を入れており、高い水準での収納率を維持しております。

また、全国へ広く特産金のPRを行い、ふるさと納税による寄附金収入も増加しているところであります。

一方、事務事業の執行に当たっては、国や北海道などの補助金を最優先に活用した上で、普通交付税の財源措置がある有利な町債を起こすなど、財源の確保に努めてまいりました。

また、喫緊の課題には迅速に取り組みつつも、内部経費の節減など、歳出の削減にも取り組んでおり、基金残高が令和5年度末で約21億6,300万円と令和2年度と比べ、約5億2,100万円の増となりました。

次に(2)の厚岸町の令和4年度の将来負担比率は、全国平均より9倍ほど高く、釧路管内では一番高い状況にある。今後この将来負担比率が改善されないと、町民にどのような影響が考えられるのかについてであります。将来負担比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた財政健全化判断比率の一つで、町債の現在高や債務負担行為の限度額、企業会計や釧路東部消防組合の起債現在高等に対し、町が負担しなければならない額から、基金の現在高や町債の元利償還金への交付税措置等を差し引いた額が、町の財政規模に対し、どの程度を占めているかを数値化したものであります。

現在の高水準の要因としては、ハード事業・ソフト事業を問わず、町民からの要望をくみ取り、重点施策として防災・減災対策や、人口減少対策、産業振興策など喫緊に必要な施策を着実に実施した結果であります。

将来負担比率が高水準ということは、将来的に公債費が増大し、予算に占める義務的経費の割合が高くなり、柔軟な財政運営が困難になるなど、町民サービスの低下につながる可能性があることから、今後も自主財源の確保や経費削減の取組を継続し、町民サービスの低下を招くことのないよう、健全な財政運営の維持に努めてまいります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 まず、1点目についての質問をさせていただきます。

ご答弁いただき詳しく述べていただき、飲食店、宿泊業が少なくなった現象、ほとんどが飲食店という24軒中23軒は飲食店とあります、私ごとですが、厚岸に来てやっと7年たっていろいろ見えてきて、昔は厚岸の繁華街、飲食店なども人がいっぱいいて、どの店に入るか迷うぐらい店があってということを聞いていて、今の厚岸の飲食店街の寂しさというか、来たときから少なかったのは感じていたのですが、昔の話を聞いたりすると、やっぱり統計にもあるように、かなり減ってきてているなと思い、この質問をさせていただきました。

その中で、減った要因として3点挙げていただきましたが、自分が体感するものとしては、飲みに行って、自分が上尾幌に帰るとすると、1軒目、居酒屋に行ってご飯を食べて、次、スナックでお酒を飲んだりすると、帰る方法がJRしかない状態で、10時過ぎるともう帰りようがない。それはやっぱりタクシーがないから、上尾幌までタクシーで帰るとすごい金額になるので、自分が常に使えるかは分からぬのですが、タクシーが今現在8時でなくなってしまうと。スナックとかそういうお店だと、基本的には夕方5時から営業しているということはないので、やっぱり皆さん、一次会が終わった後から営業したりするので、厚岸でも釧路でも大体8時ぐらいから営業しているお店が多いと思います。そうすると、もう既に営業したときには、タクシーというのが来るお客様は利用できない状態だと思います。その中で、飲食店等スナックにも飲みに行ったときにオーナーが必ずおっしゃるのは、やっぱりタクシーをどうにかしてほしいという声はよく聞くもので、この辺、飲食店が減少した原因として、タクシーの利用がお客様ができないことで、やっぱり客足が飲食店街から遠のいているというような要因は、町としては考えていないのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 直接私も飲食店に出向くこともあるものですから、お話をいろいろさせてもらっております。

今回、統計的な数値というのは、商工会のほうでの数字を用いらせていただきましたけれども、商工会もこの会を脱退するに当たって、理由はしっかりと事業主の方から聞き取りは行っていると、その中でやはり一番多い理由となっているのが、高齢化に伴う、お店を辞めるんだという理由が一番多いというような話はされておりました。

ただし、タクシーの部分、確かに8時で現在終了してしまいますので、そのような要

因というのは、大なり小なり私もあるものだというふうには思っております。あと、店側の形態の変化も若干あるのかなと、金子議員は大体スナックは8時ぐらいから開けるというようなことをおっしゃっておりましたけれども、私の近くのお店は逆に6時前から開けるんだと、それでタクシーが終わる8時にはお客様が帰れるようなというような、そういうお店側としての努力もしている飲食店もあるというようなところでありますけれども、やはり昔に比べると8時で帰らなくてはならないと、それこそ近場の人はいいですけれども、やはりどうしても車を使わなければならないぐらいの遠方に住んでいる方々というのは、お店に出向く回数というのは、これは少なくなってきたいるだろうなというような認識は持っております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 課長も実情をそのまま感じたこともお話を聞いてありがとうございます。

実際タクシーは民間がやっているので、そこまで口出ししてどうこうするということは難しいということも承知した上で、この質問をさせていただいているのですが、厚岸町のように、どんどん飲食店街が少なくなっている北海道の町村というのはいっぱいあると思うのです。その中で、タクシーのことに関して言いますと、道内で今タクシーの会社がない町村というのが、営業所がない自治体は20町村あるということで、その中の11町村は町営でそういう輸送サービス、タクシーというかハイヤー、そういうことをやっているのですが、例えば、今ハイヤー会社は厚岸に1個ありますが、営業していない時間帯に町がこういう業務をして、住民サービスのために繁華街、また、三次産業活性化のためにも、あと観光客誘致のためにも、町がこのハイヤー業務をやるということは、お考えになれないでしょうか。

●議長（大野議員） 金子議員、ちょっと飲食店の減少からタクシーのことになると、通告外になってしまうので、ちょっと質問内容を変えていただきたいと思います。

（「分かりました。」の声あり）

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 それでは、この質問は替えさせていただきまして、後継者がいなくて高齢化で辞めていっているという問題について、質問させていただきます。

やっぱり実際閉店している店の後継者がいないということで、事業継承、誰かに引き継いでもらう、こうすることも商工会や町でどのような取組で減少を防いで、次世代にバトンタッチするような形で力を入れているのか、お伺いしたいと思います。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） やはり後継者がいないというのは、大きな要因の一つだろ

うなというふうに思っています。その中で、うまく事業を引き継いでいくというようなところですけれども、こちらについても商工会が主になって、いろいろ相談の体制等々を取っておりますけれども、いかんせん事業者を営んでいる方々の認識の中に、その事業を他人に引き継いでいくというようなところの認識があまりないような感じが見受けられます。

それと、厚岸町特有の店舗の形態にもあるかなというふうに思っています。厚岸町の飲食店を行っている方のほとんどのお店は、住宅兼店舗というような仕組みになっている関係上、お店を辞めたとしても経営者の方々はそこが住宅になっているものですから、そこに住んでいるということで、例えば、1階部分のお店のみを他人に貸すよというような、そういう認識はやはり持っていない方々がかなりいるだろうなというようなところで、事業がうまくほかの人に引き継いでいけない、それが一つの要因にもなっているのかなというふうに私たちは思っております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

そのような形の店舗をよく見受けられて、住宅兼店舗というのは自分も町の中を歩いていてよく見かけるので、その中で、それでもやっぱり引継ぎ手がいなければ廃業してしまう、しようがない事態なのですが、やはり飲食店が衰退すると、特にお酒を出しているところであれば、廃業してしまうと、酒屋からお酒を仕入れなくなれば酒屋にも影響して、経済自体がどんどん低下してしまってなると思います。

そういう中で、今まで厚岸町も自分も含めて、地域おこし協力隊という制度を使って移住してきた人間も多々いまして、こういう飲食店がこのままだと廃業してしまうと、後継者として地域おこし協力隊が引き継ぐという形も道内でも見られてきているのですが、このあたりは町として協力隊を使って飲食店等の衰退を防ぐということは考えているのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 議員おっしゃるような、近郊で言いますと、つい昨年、白糠のレストランがそのような形でお店を全く違う方々にバトンタッチしたというような例は私も聞いております。

地域おこし協力隊員に来てもらって、うまくそういうマッチングができるような飲食店が町内にあれば、私もそれはひとつ有効な手段の一つになるのかなというようなことは思っております。地域おこし協力隊員のこの業務なり採用につきまして、ちょっと所管が違うのですけれども、ひとつ考えていく必要性はあるだろうなというような認識は持っております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 ぜひ国からの制度で、町の負担もなく協力隊を使えるというのは、大変町にとってメリットのある話だと思いますし、人口が増えればその分税収も増えて、財務のほうもプラスになるのは間違いないと思うので、このあたりは正直僕たちが入ったときは最大で10人近くいたこともあるのですが、今最近って本当に協力隊の方、面識は正直僕、今はないですけれども、フェイスブックとか見てもぼつらぼつらと1人、2人が投稿して、月に何回とかそういう感じで寂しい感じがするので、ぜひ協力隊募集自体を力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集ということで、これまで厚岸町で地域おこし協力隊、今、雇ってきている隊員の方で合わせまして12名ということあります。

そういった中では、この地域おこし協力隊の趣旨であります地域活性化、これに伴うようなニーズがあるのであれば、これは厚岸町としてもそれの募集をかけていくと、それに関しましては、今の現時点でも味覚ターミナル・コンキリエ、こちらのほうで今、募集はかけさせていただいている最中だということありますので、併せて先ほどの観光商工課長からもありましたとおりに、町で必要なものがあれば、地元でないしました、採用ができるのであれば、それもまたあれですし、地域おこし協力隊でできるものがあるとすれば、そういうような募集を担当課と併せて連携しながら考えていくべきと思っております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 ぜひ外部からの風も入れて、今の飲食店業が衰退していくところで、後継者という形の協力隊を力を入れて進めていただきたいと思います。

それで、次の2点目のほうについての質問に移らせていただきます。

やはりご答弁いただいた中で、自主財源という言葉が、この自主財源というもの確保に力を入れていくということで、その中にふるさと納税というのがやっぱり重要なキーワードになって出てくると思いますが、今年度のふるさと納税の納税額の見込みというのはどのぐらいかお伺いいたします。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 今年度のふるさと納税の額ですけれども、現状、当初予算で計上した11億円、この数字を現在クリアできるだろうというような状況で、今、予算のほう、寄附金のほうは収入をしております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 安定して厚岸町はここ近年、ふるさと納税の額のほうが推移していると思われます。その中で、前にも自分も質問させていただいていますし、いろいろな方が質問もさせていただいているのですが、自主財源のところに絡んでふるさと納税のお話をさせていただきたいのですが、前に自分が一般質問したときに、ふるさと納税というのは白糠町のお話をさせていただいて、厚岸町との違いというのは工場の規模の違いだというような答弁をいただいた状態だったのですが、白糠町以外にもこのふるさと納税というのは、弟子屈町もここ6年ぐらいで急激な伸びを見せてています。弟子屈町って山に囲まれた町で、厚岸町とまた違う状態ですが、そんな大きな水産加工場がいっぱいあるというイメージもなく、順調にふるさと納税を伸ばして地主財源を確保している町だと思います。

例えば、厚岸町とこの弟子屈町が、今でいくと令和5年度で弟子屈町は70億円という金額のふるさと納税を集めていますが、厚岸町と弟子屈町のふるさと納税を進めていく中で、これほどに差がついた要因というのは何があると課長はお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 弟子屈町がかなりの数字を上げているというのは、私どもも理解しております。

弟子屈町でやはり何が一番かというところにつきますと、実は水産加工品です。海のないところですけれども、海のあるところから水産物を持ってきて、そこで加工して、それを返礼品にしているというようなことあります。

厚岸町との顕著な違いといいますと、厚岸町はやはり地場のものを使っていると。この地場のものというのが価格的に言いますと、生産者にとってはいいことだと思うのですけれども、やはり値段が高いというものが一番の要因かなというふうに考えております。

ですから、例えば、海外から輸入してきたものを海のないところで加工して、それを返礼品と扱っているところと、実際自分のところの前浜でとれているものを、地元の漁師がとったものを返礼品としてあげている町、ここの差が出ているのかなというような私は気がしております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 課長は詳しく調べて分析されているなと思いまして、議長、今、この自主財源というところで、ふるさと納税の話はこのままちょっとお話ししてもよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） はい。

●金子議員 ありがとうございます。

それで、自分なりに調べさせていただいて、自分が厚岸に来てから、平成30年度から

先ほどの弟子屈町と厚岸町のふるさと納税の額などを調べていて、弟子屈町は平成30年の時点で1億9,000万円、厚岸町は平成30年4億円、令和元年になったときには弟子屈が9億円、厚岸町は3億円、このように追っていって、最終的に昨年度は弟子屈町70億円、厚岸町12億円と6倍ぐらいの差がついてしまいました。

率直に自分も7年前に来たのは地域おこし協力隊で、行政にお世話になりながらいろいろなものを見たり、ふるさと納税についても、最初のキノコのことで協力隊の任務としても運営会社の方が来て話を聞いたりということも関わってというか、見てきました。その中で自分が来た当初に感じたのは、率直に言うと厚岸町 자체がふるさと納税に力をあまり入れていないように感じて、町長もあまりそのときはふるさと納税に積極的ではなかつたのかなと思うのですけれども、そのあたり町長としてはふるさと納税の取組はどのようにお考えだったのでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今までのやり取りを聞いておりまして、担当課長の答弁、私も同感であります。そういう事態が今日差がついているということは言えると思いますが、ただ自主財源としてのふるさと納税は確かに効果はあります。

しかしながら、厚岸の自主財源といいますのは、過去は石炭の町であったということで、産炭地も対象になっていたわけであります。上尾幌地区も含めて。それが今、廃止されました。そういうことで今日は、自衛隊の基地とそれと若干の自主財源しかないとあります。そういうことで、第一次産業の振興というものが一番大事な自主財源であります。そういう面を考えますと、確かに自主財源の中でもいろいろな方法はありますが、ふるさと納税も一つのやり方であります。これは初めのときは寄附だったのです。今も寄附であります。そういう点を考えながら、厚岸も最善の努力をしながら、今日は10億円を超えるまでに至っているということですが、やはり物ですね。担当からもお話をありましたけれども、加工品が上位をいっているわけであります。

そのいい例が弟子屈であります。弟子屈のKさんという方であります。この方はお父さんはもともと厚岸です。厚岸から行って、今、息子さんの代になったわけであります。やはりやり方もあるのではなかろうかなという気がいたします。

そこで、どういう方法を考えているのかと言いますと、今、年代別にお話がありましたけれども、過去は各担当課、寄附ということになりますと総務課であります。その後、担当の商工観光課、それから総合政策課で担当するようになったわけであります。また、今は、直接ありませんけれども、窓口は商工観光課に戻したと。しかしながら、実際は観光協会に委託事業としてお願いをしているということで、今後の伸びについても大きな期待を持っているやり方ではなかろうかと、そういうふうに考えておりますので、今ご指摘がありましたとおりの方法、どのような方法が、厚岸はふるさと納税の資源はたくさんあります。どの町よりもあるのです。しかし、そういう加工品というものが、今日大きな影響があると言っても過言ではなかろうかと思っておりますので、その

点、厚岸は水産加工屋は多いわけありますけれども、やはり規模等から言いましても他の地区に、特に白糠との対比、先ほどからお話がありますけれども、あそこはただ住所だけが白糠なのです。会社自体は釧路市なのです。そういう点を考えていただき、地形の恵まれた関係もあるのではなかろうかという気であります、しかし、ふるさと納税も大きな財源になるということは間違がございませんので、そのようにご指摘の点を理解しながら、これからも続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 町長はすごくその辺も考えていただいているのだなというのは、今のお話で実感しまして、自主財源の数あるうちのふるさと納税はその中の一つのものなのですが、その中で、例えば先ほど加工業、一次生産者がいて、次に加工する方がいて、そうなったときに、ふるさと納税を伸ばしているところの事例を見ていると、企業誘致とか、そういう話も大体キーワードとして出てくるのですが、厚岸町もやっぱりふるさと納税を進めて、今、自主財源確保の中で企業誘致というのも何か力を入れているところはあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 厚岸町につきましては、例えば水産加工関連で言いますと、既にそれ相当の企業数があるといったようなところで、新たな企業の誘致というようなところについては、積極的には何ら行っていないと。

ただし、ふるさと納税の事業者というだけの考えであれば、大きなところではないのですけれども、今まで返礼品として取り扱っていなかった事業者の部分をいろいろ発掘をして、また、ちょっと一つ前の質問に戻ってしまいますが、事業者が、例えばそこまでやっている余裕はないのだというようなところであれば、それらも観光協会が窓口になって事業者のできない部分をフォローして、そして返礼品の数を増やしていくというような取組、また、厚岸町以外で、こちらは札幌だとか首都圏のほうの飲食店になりますけれども、例えば、厚岸町のカキやアサリを使って料理を提供している首都圏のお店、こういうところもふるさと納税の返礼品として、そこでお食事ができるような返礼品をつくり上げたりとか、そういうような取組は行っているところであります。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 課長と町長のお話から、厚岸町は観光協会に委託したからといって、町は何も委託したからいいやではなく、これからは町としてもさらに力を入れて、自主財源確保のためにも、あと厚岸町をPRするためにも、ふるさと納税には力を入れていくということで今のお話を理解したのですが、間違いないでしょうか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　いくら仕事を委託しているとはいえるが、ふるさと納税自体は厚岸町の仕事であり、責任があると私は思っております。ですので、これからも引き続き、ちょうど先ほど町長も担当課がいろいろと動いた話をしておりましたけれども、観光商工課というセクションでありますので、例えば、常に観光のイベントをPRに行くときにも、ふるさと納税のPRと一緒にやっていく、またはふるさと納税のPRですけれども、観光のPRも一緒にすると、そのような一体的なPR活動を今後もとっていくて、自主財源でありますこのふるさと納税の数字を下げないように努力をしていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（若狭町長）　自主財源、これはもちろん大事なのです。大体厚岸でも総予算の3割が自主財源という地方交付税も含めてなっているわけでありますけれども、そこに安定ということが大事なのです。ふるさと納税は極めていいのですけれども、未来、将来がどうなるのか、はつきり言って不安定です。やはり何といいましても、安定財源を求めるには地場産業を振興しないといけない。やはり厚岸の場合は、一次産業をいかに振興して、税収を増やしていくかということが最も大事なことなのです。そういう点を考えながら、これからも町政は推進していくなければならない。ふるさと納税だけが頼りでは困ります。一つの方法であるということです。このことを頭に置きながらも頑張っていきたいということで、あえて私が立たせていただきました。

●議長（大野議員）　4番金子議員。

●金子議員　町長自らお答えいただきありがとうございます。

最後の質問のほうの話に移らせていただきまして、将来負担比率というところで、自分も移住ってきて、議員をやって初めて、町の財政とか比率とか、こういうものの存在だったり、そういうことなのだなというのを正直知ったのですが、そういう状態であつて勉強しながら質問させていただいている部分もあるのですが、将来負担比率が高いということは、単純明快にいくと町の財政規模に応じて町の借金が多い、そういう認識でよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長）　お答えいたします。

将来負担比率が高い原因、もちろん一番大きい要因といたしましては、借金です。そこが一番大きいのであります。ただ、そこには、この比率の中には、例えば基金残高とか、あと交付税から入ってくる見込みの額もこの中に入っています。一概に借金だけではなくて、やはり借金が少なくてもそういういった収入が少ない団体もあれば、そういう

った中で比率が高いという団体もありますので、一概に借金だけが多ければ比率が高いというわけではございません。ただ、厚岸町といたしましては、1回目の町長の答弁でもあるように、ハード・ソフト、いろいろ防災、また産業振興に伴うような事業を進めてきた結果が、今、このような数値に現れているということでございます。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 課長のおっしゃるように、ただの借金でどうこうとか単純な問題ではないし、単純な数値ではないなというのは理解した上で、自分もなるべく質問をさせていただいているつもりなのですが、総合計画の総括調書を見て、その中に指標設定実績調書というのがありますて、達成率というのが出ているのですが、この中に令和2年、3年、4年、5年の将来負担比率の達成率というのが、令和2年が44.4%、令和3年が50.7%、令和4年が52%、令和5年が43.9%で、目標の半分くらいしか達成していないと思うのですが、このあたりはどういう要因でこのような達成率なのか、何かあればお伺いしたいと思います。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

令和2年度のこの総合計画を策定した際のときに見込みを立てるということで、このような設定をさせていただきました。そういった中では、まず大きな要因といたしましては、収入の見込み、こちらとあとは借金の見込みであります、今、令和2年度で想定していなかった建物はやはり大きい要因だと思います。今でいきますと、やはり建設しています防災交流センター、防災対策に伴う建物だとか、あと保育所の建設もこの中に見込みには入ってはいるのですが、やはりそれ以外のものも出てきて、それがいろいろと町債で賄わなければならぬ。様々な事業がありますので、一本一本というのはちょっとあれなわけですけれども、やはり今の厚岸町の財政状況からいきますと、どうしても大型事業になりますと、この町債に頼らざるを得ないと。そうしたら、今度町債をどうするか、どうこの起債を起こすかとなりますと、やはり交付税で戻ってくるような有利な起債を使うということで、こういうような数値になっているということでございます。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 計画を立てたときと、実際に進んでいって新たな事業が決まってという、その前の段階での計画だったということも、もちろんそういうのも計画なので大いにあり得ると思いますが、こういう将来負担比率というのではなく他の町村を見たときに、先ほどのふるさと納税にも、それだけが要因とは限らないのですが、ふるさと納税がすごく裕福な弟子屈だったり白糠というのは、この自己負担比率というのは本当にはないというか、パーセンテージが出ないというような状態なので、だから借金がイコールないとい

うわけではないのでしょうかけれども、この将来負担比率というものに関してはすごくいい状態なのがふるさと納税をたくさん集めているその釧路管内の二つの町村はそういう状態です。やっぱり自主財源はふるさと納税だけではないのはもちろん分かっているのですが、ふるさと納税がもっと上がれば、町の財政もすごく良くなると思うのですが、このあたりはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほど町長、そして観光商工課長からも答弁ありましたように、自主財源ということで産業の振興、そういった中では、町税含めたふるさと納税、これらをこれからも強化をしていくということあります。

ただ、歳入だけのみならず、これは今も私たちもやっておりますが、歳出の削減、こちらのほうも引き続きやっていくということあります。

町の財政といたしましては、やはり年度の予算を組む際には、どうしても基金を取り崩して、そしてその基金を積み戻して、次の年に活用していくということでやっております。そういった中での積み上げが、1回目の答弁でもあったような基金の額ということになっております。そういった中では、一つでも歳入努力、そして歳出の削減努力、これをしていくようにいたしまして、あとはやはり、いろいろな補助金だとかがあります。そういった活用も含めながら歳入歳出、それを見込みながら、やりながら、一つでも将来負担比率を下げる努力をしていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） ここでご理解いただきたいことがあります。今までのやり取りを聞いていて。

ふるさと納税は、何でも使えるというわけではないのです。規制されているのです。その範囲内で使えるというお金ですから、町づくりであれば何でも使えるというものではない。ですから、自主財源ではあるけれども、基金として積立てを使わない分はしていくという方法でございまして、何でも使えればこれこそいうこともないのです。そこが自主財源とふるさと納税の違い。自主財源ではあるけれども、詳しくは違うのだということ、そこをちょっとご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 町長にもご説明いただいたように、ふるさと納税は何でも使えるわけではないというのも理解させていただいております。

その中で、先ほど課長もおっしゃっていた経費削減のお話を最後にさせていただきたいたのですが、自分もキノコに関わって、今回キノコの深い話をするつもりはないのですが、例えば、これ以上キノコの菌床を作るのに安くしたりすると、経費を削減するって

多分難しいと思うのです。灯油だったりも高騰していって、資材も高騰していって、この中でさらに経費を削減するというのは、なかなかもうちょっと難しいものがあると。そういう場合に、あくまでちょっとほかの町村の方とか、そういう方にアドバイスいただいた中で、そのとおりだなと思うことがありまして、例えば、菌床センターであれば、菌床代を安くするだけではなくて、歳入を増やして、この町の菌床を、できるかできないかは別として、これをふるさと納税として返礼品にして、町の財源に当てて、経費削減だけではなくて、売上げを立てられるようなシステムを作ると、こういうのも行政がこれからやっていく形としては考えられないのかなと、話を聞いて、そういう発想もあるんだなということもちょっと聞いたもので、ちょっと今回こういうことは町では考えられないかというので、質問させていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

経費削減ということでございますが、私たちも、燃料の高騰に伴って、例えば、灯油をたくさんとか重油をたくさんとかということではございません。やはり使っていない部屋に行きましたら、燃料、その部分は活用しないだとか、そういった努力は、これは全公共施設、これはもちろん学校もそうですけれども、そういった努力をした結果が今であります。そういう中では、旅費から、それから例えば、消耗品の果てまでそれぞれの職員が、これは皆さん経費を削減努力をした結果が今に至っているなと思っておりますので、そういう中では、例えば、ふるさと納税で菌床を出すとかというのは、ちょっとふるさと納税の課ではございませんが、そこは出品をされるとなれば問題はなかろうかなと思うのですけれども、私のほうとしては、今の経費削減の関係でちょっと答弁をさせていただいたというところでございます。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

削減の話と新たにないところに売上げをつくって、それを削減できない分、売上げで補填するというような話で、ちょっと削減からはちょっとずれた話だったのですが、今はこれ以上その菌床をふるさと納税で売るこにこだわって言っているだけの話ではなくて、経費の削減にも限界があるので、町としても削減だけではなくて、新たな収入を作るっていうのもひとつ考えられないかなと思う意味で質問をさせていただいたので、このあたりは自分もまた勉強をしたり、ほかの町村の凡例とかあれば、探しながら改めて質問をさせていただきますので、今回の質問はここまでよろしいです。

●議長（大野議員） 答弁は要りますか。

●金子議員 要らないです。

●議長（大野議員） 以上で、4番金子議員の一般質問を終わります。

次に、2番室崎議員の一般質問を行います。

2番室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従い、質問申し上げます。

1番は感染症についてであります。

コロナ、インフルエンザなど、この冬危惧される感染症について、町内の状況と厚岸町の対策についてお聞かせをいただきたい。

2番目として、近年問題になっておりますフッ素化合物・P F A Sについてであります。

近年、発がん性が危惧されるフッ素化合物・P F A Sを巡り、問題が提起されております。厚岸町での状況と検査体制はどうなっているのかお聞かせをいただきたい。

以上であります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番室崎議員の質問にお答えをいたします。

1点目の感染症について、コロナ、インフルエンザ等、この冬危惧される感染症の町内の状況と対策についてでありますが、冬期間においては、気温や湿度の低下や免疫力の低下により感染症が流行しやすいとされています。

冬期間に流行が予測される感染症は、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎、溶連菌感染症のほか、R Sウイルス感染症や肺炎などの呼吸器感染症などが挙げられます。

町内の感染症発生状況については、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザは発生していますが、現時点では大きな流行とはなっておりません。また、マイコプラズマ肺炎は、全国的にも過去最大の流行が継続しており、町内でも子どもを中心に患者数が多い傾向がありました。このほか溶連菌感染症や感染性胃腸炎などは、いずれも冬期間に集団生活において流行しやすく、今後も注意が必要と考えられます。

これら感染症の対策については、室内の換気や加湿、手指消毒やマスク着用などの日常生活における対策、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについては重症化予防や罹患予防のためのワクチン接種、個人の栄養や睡眠への配慮などが基本的な対策となります。

町では、これらの感染対策や感染症発生状況を感染症情報共有連絡網により関係機関に発信するとともに、釧路保健所から感染症の注意報や警報発令された際には、I P告知端末により注意喚起するとともに、町広報紙や母子手帳アプリ、保健事業においても隨時周知しています。

保育所や高齢者施設等の集団生活を送る施設においては、各感染症対策マニュアルに基づき、季節を問わず日常的に基本的な感染対策を講じているところでありますが、特に保育所では、冬期間に感染性胃腸炎が度々発生しているため、定期的に施設内の塩素

消毒を行っています。

今後も感染症の動向を注視しながら、多角的な対策を講じてまいります。

続いて、2点目のフッ素化合物・P F A Sについて、近年、発がん性が危惧される問題が提起されている。厚岸町での状況と検査体制についてであります。有機フッ素化合物P F A Sについては、水道水の品質管理のため、暫定目標値が設定されていますが、令和5年10月に、ある水道事業者の給水栓水において、高濃度のフッ素化合物・P F A Sの中で最も代表的な物質で、メッキ処理剤や泡消化剤などに含まれるペルフルオロオクタンスルホン酸のP F O S及び撥水剤、界面活性剤などに含まれるペルフルオロオクタン酸のP F O Aが高濃度で検出されたことを発端に、令和5年10月17日付の厚生労働省、健康・生活衛生局水道課から、P F O S及びP F O Aの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について、水道事業者へ依頼があったところであります。

その内容は、これまでこれら測定を行っていない水道事業者等については、水道原水または給水栓中のP F O S及びP F O Aについて、少なくとも1回は水質検査を行い、濃度の把握に努めることとされたところであります。

町ではこの通知に基づき、P F O S及びP F O Aの濃度測定を実施することとしましたが、その特殊性から自主検査が確立されていないため、水道水質検査の事業者に委託し、令和6年8月5日に厚岸町上水道及び簡易水道地区の水源であるホマカイ川取水口で採水をし、水質検査を実施したところ、検査結果については、これについて検出されなかったところであります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 まず、感染症についてお聞きいたします。

町内の状況と町の対策を簡単に説明していただいたわけですけれども、特にインフルエンザは例年のごとくということで、その予防方法や対策も確立しているのではないかと思われます。

それで、コロナなのです。ポイントだけお聞きします。コロナについては5類に移行いたしました。それによって何か町民の中に、コロナというものはもう終わったんだというような安堵感、それはそれでいいのですけれども、そういうものがあるのではないかと。やはり、決してコロナという病気が、およそ心配するほどのものでもなくなり、流行などというのは完全に収束したんだというふうには言えないのではないかと私は思うのですが、その点はいかがなのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

コロナウイルスにつきましては、お話をとおり5類になったことと、もう一つワクチン接種が進んだということもありまして、一般的には当時よりは症状も軽くなった認識も何となくあるのかなということも含めて、意識的にはむしろインフルエンザよりも軽

く見ているなというような感じはいたしますが、お話のとおり、現在も定着しているインフルエンザの概念に加えてコロナ感染症においても、やはり肺炎が重症化する可能性がとても高い病気でありますので、感染対策を怠ることができないなというふうに感じております。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 相手はウイルスですから、何分だか何秒だかに世代交代をするようなものらしいですね。だから、どんどん変わっていくわけです。今、私のような素人でも耳にするのは、元気な人にとっては非常に症状が軽くなってきてている。ただ、感染力が下がったわけではないと。むしろ株というような言い方をするそうですけれども、種類なのでしょう、それによっては感染力が上がっているものもあるというような話はちらちら聞こえるのです。そうしますと、特に若くて元気で免疫力の横溢しているような人にとっては恐ろしい病気ではなくになっているのかもしれない。だけれども、弱い人、基礎疾患を持っている人、それから非常に体力のない乳幼児、あるいは私のような高齢者、こういうところにとっては、罹患した場合に非常に重症化する可能性も強いのです。という考え方でよろしいのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 同様に考えております。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 といたしますと、やはり町民に対して、おさおさ油断を怠るなという注意喚起は町としては、し過ぎることはないと思います。

それで、私なりに考えたこの予防というか、その観点、大体一つの方面からしか言わないので。今も答弁を聞いていると、そういう感じがする。それは、自分が感染しないために防御をどうするかという観点なのです。マスクをしましよう、あるいは体力をつけましょう、手を洗いましょう、うがいをしましよう、みんなそうです。だけれども、予防にはもう一つの大きな点があると思います。それは、自分が加害者にならない、病原体の運び屋にならないようにするためににはどうしたらいいか、そういう観点だと思うのです。そうすると、必要以上に人混みの中には出ない、あるいは、いろいろな用事があって人混みの中に出ることはいた仕方ないですけれども、そういうときには、自分がもしかすると病原体を持っているかもしれないという意識を持つ。そうすると、基礎疾患のある人やあるいは、うつったら重症化するような人のそばには、せめて、例えば都会の雑踏に行ったり、あるいは、大きなイベント、人混みがあるようなところへ行ったり、あるいは、たくさん的人が一つの会場に集まる会議に出たりしたときは、帰ってきても何日間か、3日とか5日とか人によっていろいろ言いますけれども、そのぐらいの間は、なるべくうつしたら大変なような人のところには会わないように気をつけ

るとか、そういう意識を持っていくということが非常に大事だと思うのです。ところが、今日の答弁を見ても、そういう観点からの町からの注意喚起というのは、聞いたことがない。この点について、お聞かせをいただきたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

感染対策につきましては、主に自分が感染をしない、防止をするということがまずは必要ということで、答弁書のほうにも、それから一般的なこれまでの周知の中でも、それを主体として周知をさせていただいております。

実は先日、広報等に載せて記事ができた後だったのですが、改めてコロナのときに病院とか高齢者施設に行くときには、マスクを必ず着用してくださいというような注意喚起が一つあったのです。それは、やはり自分がうつらないことももちろんそうですが、持ち込まないというような観点が必要だったということで、この部分は、コロナの対策にはまだ必要なことだということで、ちょっと加える必要があるなというふうに感じた部分もあります。

ただいまご指摘いただいた部分についても、当然、若い方、活発に行動される方だそうですので、その方々が媒介とならないように注意喚起が必要というふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 ぜひお願ひしたい。1項目1行足すというような意味ではなくて、章立てをしてほしいのです。自分がうつらないためにどうするか、人にうつさないためにはどうするか、自分が運び屋になっていないかどうか、それを常に自分で意識してほしいということをきちんと書いていただきたいのです。それは役場の職員の皆様にもお願ひしております。皆さんは出張だとかいろいろなことでもって人と会う仕事ですから、そのときに、その後の行動、自分がもしかしたらその蓋然性、可能性が出てきたときは、どういう行動を取ったらいいか。それはやはり常に意識しなければならないと思うのです。その点をお願いしたい。

その上で、5類になって、厚岸町ではもうコロナというのはほとんど発生していないというふうに、現状を町は捉えていますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

毎日、これは町立病院の受診者の中でコロナの感染のあった方について情報共有していただいております。その中で、毎日確認している中では、5類になった後も継続して発生をしております。途切れても1週間、2週間、長期の間途切れることがないくらい、人数は少ないので、継続して発生をしている状況となっております。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 そうしますと、コロナは終わったんだというような感覚を持ってはいけないということですよね。その旨、やはりこうやって発生しているのだと、だからクラスターなんかが起きるときにということで、コロナで大変だった時代ですね。よく聞かされたのは、小さな火のようにぽっぽっと出てきたのが、あるときボーンと火が大きくなるように患者が出るというようなことがあるのだということを、随分聞かされました。が、現在、数は少ないけれども、断続的に出ているということは、下手をするとそういうことがある可能性はないとは言えないということですね。それで、町民に対する注意喚起というものは、これは怠ってはならないということは、町もそのように考えているということですね。この辺はどうですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

先ほどお話したとおり、継続して発生しています。今、お話があったとおり、その中でも、例えば高齢者の方が発生したときにはかたまって人数が増えている。それから、つい先日もそうですが、例えば15歳、14歳の方が1人ではなくて、3人、5人という単位でぽんと発生するというようなことがありますので、感染が広がって大きな集団になるという危険性は現在もあるというふうに認識しておりますので、今お話があったとおり、注意喚起するには大事な視点だなというふうに感じております。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 今おっしゃったようなことは、ほとんど町民には伝わっていないです。どの誰がいつかかったなんていうことは必要ないけれども、今、答弁なさった程度の抽象化されたものでも十分に効果があると思うので、それはしていただきたい、というような問題意識を持ってお聞きいたしますが、議員協議会では10月に、今5類に移行してからそういう言葉は使わないのかもしれないけれども、僕らはクラスターという言葉を聞かされておりましたが、大人数の方がコロナで非常に重篤な状況まで出ましたよね。これが今回行政報告あたりでやるのかなと思っていたのだけれども、全くやらない。今回私が町内の状況とあえて断ってお聞きしているのだけれども、一切触れていない。これはどういうわけですか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

●議長（大野議員）　再開いたします。

副町長。

●副町長（石塚副町長）　時間いただき大変申し訳ございません。

答弁書の中にそのことが書かれていないと、言われていないということでおろしかつたでしょうか。

●議長（大野議員）　2番室崎議員。

●室崎議員　今言ったこと、そんな確認なんかしなくて答えられるでしょう。

●議長（大野議員）　副町長。

●副町長（石塚副町長）　10月、それから11月20日の議員協議会で特別養護老人ホーム心和園のコロナウイルスの集団感染について、説明をさせていただいております。

今回の答弁書につきましては、町内の状況についてはそこまで詳しくという答弁はございませんが、議員協議会でも私もちよっと申し上げさせていただきましたが、行政報告というよりも、町民に注意喚起をするということが大事だと考えておりましたので、今回行政報告は行っていないことと、議員協議会で詳細、または関連する肺炎で亡くなられた方もおりましたが、それについては速やかに議会のほうにも連絡をさせていただいております。高齢者施設に関しましては、感染症対策マニュアルに基づいて日常的に行っているという程度にとどめさせていただいております。

●議長（大野議員）　2番室崎議員。

●室崎議員　今の副町長の答弁は、先ほどの課長の答弁とは一致しないのです。私が前もって前段ずっと聞いてきたことは、5類に移行したらもう収束してしまったんだ这样一个安心感を持っている町民が多い中で、そうではないのだと、まだまだこのコロナというのは危険なのだということをきちんと喚起しなければならないですよねということを言ったら、はいそうですと言っている。そうしたら、こんな大きなものが起こっているのに、それを町民に事実を伝えないで、はい注意してくださいと言ってできますか。コロナというものが、一たび猛威を振るうとこれだけ恐ろしいのだということを、きちんと町民に伝えて、なお、自分の行動の中でコロナにかかったり、うつしたりするようなことがないようにしようという注意喚起は、してももし過ぎることはないわけです。どうもそのあたりが何かのんびりしているような気がしてしようがない。それは議員協議会で話すのは多いに結構です。それから、そういうことでもって、いろいろな被害に遭った方に対して、十分町として手当をして、それは当然というか、よくやつていただいていると思っています。ただ、そのことと一般町民にどうやって緊張感を持ってもらおうかという問題意識とは、別だらうと思うのです。その意味で、これは苦言

を呈しておきます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 行政報告をなぜしなかったのかということであろうかと思いますが、これは町長の判断でございます。議員協議会で説明したことを、再度議会で報告をする。それは最も大事なことでもあろうと思いますが、その事案につきまして、要旨について判断するのは私の責任です。そういう面で行政報告をしなかったわけあります。

以前にも室崎議員と行政報告のあり方について議論をさせていただいたところでございます。議員協議会というのはなぜ設置されたのか。地方自治法が改正されて、そこから私は論議をさせていただきました。ですから、町民の代表である議員の皆さん方が構成した議員協議会は、議場と同じなのです。これが地方自治法の改正なのです。ですから、かつての行政報告と、それから今日の議会における行政報告、私はやはり議員協議会で報告すべきことを優先しながら、さらに必要であれば、消費税のようなことを行政報告として報告するという考え方で私もおりますので、この点ご理解をいただきたいと思います。

また、行政報告は、先般もお話ししましたけれども、法律でも何でも決まっていないのです。行政報告をするかしないかは、町長の責任の中で行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 この点に関しては平行線をたどると思うので、時間もないでのここでやめます。

それで、2問目にいきます。

フッ素化合物 P F A S についてでありますが、こういう単語が議場に出てくるのは初めてのことなので、ちょっと解説を入れますが、P F A S というのは有機フッ素化合物でありまして、有機フッ素化合物のうち、これは物すごい数が多いのです。その中のペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物を称して P F A S というのです。この P F A S という中には毒性のあるものが結構あるようとして、その中でも P F O S ・ P F O A というふうに略されておりますペルフルオロオクタンスルホン酸とペルフルオロオクタン酸は、これは非常に幅広く使われてきた物質です。これら、分解しない、難分解性、それから高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が、今、進められているというものです。この性質は、水や油をはじく性質があるわけです。それで、撥水撥油、難燃、燃えない、それから耐薬品というような特性を持っているわけで、その性質から、工業製品から日用製品まで幅広く使用され、私たちの生活に欠かせない化合物でありますと言わせてきました。

ところがこの性質そのものが、熱、薬品、自然環境中で分解されない永遠の化学物質であるとして、これが体内に入って発がん性を持ったり、いろいろなことをするという

ことが分かってきまして、今、問題になっているというふうに聞いております。

それで、1940年頃から開発されまして、半導体の製造、金属メッキの薬剤、泡消火剤、あるいはフッ素樹脂の製造や繊維、防水スプレー、レインコート、フライパンのコーティング、ハンバーガーなど、日常生活の中のいろいろな分野で使われているわけです。これが1990年代になると有害性が指摘されてきた。

デュポンというアメリカの大きな会社があるのですが、そこで工場の廃棄物が周辺に、環境中に出たのです。190頭の牛が病死したわけです。それで、周辺住民7万人を原告とする集団訴訟に発展しています。これだけの人の健康調査が行われたために、因果関係が相当疫学的に証明されるようになってきまして、いろいろなことが分かってきた。3Mという世界中を席巻している大きな会社があるのですが、そこが2000年にPFOAとPFOSの製造を中止して、これが非常に大きな動きになったと聞いています。

2001年5月に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が発効して、日本も締結国ですから、製造・使用が禁止になったということです。

健康被害としては、腎臓がん、精巣がん、甲状腺性がん、潰瘍性大腸炎、妊娠高血圧など、こういうものの発症のリスクが高いというふうに言われています。日本でも、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律によって、製造や製品への使用は今、PFOA・PFOSは禁止されています。

それで、そういうことを前提にして、私も厚岸ではどうなっているのだろうと思いまして、ホームページを見てみたのですが、PFASという単語は出てこなかった。ただ、これに関するものとしての記述は一つだけありました。水質検査計画です。その令和6年度水質検査計画という、これはホームページから取ったのですが、その4ページに、またPEOS及びPFOA、このPEOSというのはおそらくスペルの間違いでしょう、今朝見たら直っていましたが、について、水源流域の周辺状況から当該物質を放出する施設等がないため、当町においては検査の必要はないと考えられるが、国から各自治体へ当該項目の検査を推奨する旨の通達があったことから、令和6年度において、浄水道原水（太田原水を含む）で、年1回検査を行うという旨の記述がありました。これについてもう少し詳しくお聞きしますが、ここでいう施設はないから心配ないよというふうに読める記述なのですが、放出する施設とは何を指しているのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。

放出されるものというような内容になるのですが、この上水道地区の水源の上流域には、広大な農地と林地等が主なものですが、上流域にはこの発生源とPFOAのこれまでのQ&Aとか、それらをちょっと基にしたところ、メッキ工場だとか泡消火剤の工場はないですけれども、何を指すというものの、それらの工場が見受けられないというような状況を、我々の水質検査の計画にはうたわせていただいたのですが、それら絶対に入つてこないというようなものに対して、考えられるものというか、排出されないと可能性がないとは言い切れはしませんが、施設はそれらがないというふうに、我々は踏

んだところです。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 この文章を素直に読めば、施設がないから安全だと。検査する必要すらないというふうに読みます。ところが、どうもそうではなさそうだというお考えが頭の中にあるようだから、施設というのは工場等をいいますと断言しないで、何かもたもた言つていることになるわけだ。そうすると、この文章はおかしいということですね。

それで、次にそんなわけで、その検査の必要はないと考えられるのだけれども、国から各自治体に検査を推奨する、要するにしなさいと言っているわけだ、そういう旨の通達があったので、やりますよというふうに書いてある。自分はやる気ないけれども、国がやれやれ言うから仕方ないからやるよというふうにも取られかねない文章です。ここでいう通達ってどんなものですか。いつ、どこが、どこに対して出した通達をいっているのですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

この通達というのが、町長の答弁でもございましたが、令和5年10月17日付の厚生労働省、健康・衛生局水道課水道局水質検査管理室というようなところから、この通達があつたところです。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 令和2年5月28日に、環境省が公共用水に関してこういう問題があつて非常に危険なので、PFOs・PFoAに関しては重要監視項目、それに入れると。そこでは暫定数値も出しています。パーリッター5ナノグラムと出しています。というようなものが既に出てるわけです。そして各地で水道原水に関しても当然ですよね。公共用水に関して危険だから調査してくれと、まだ法的義務というふうにはしていないけれども、協力してくれというのを出して、全国の下水道事業者というか、下水道を設置している公共団体が動いているわけです。そのときに、水道に直接来るまでは何もしなかつたということですか。それとも、そんなものが出てるなんていうのは知らなかつたということですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

令和2年からちらほら会議等では、そういうようなPFAの各地で発生している事例は少なかったのですけれども、こういう健康被害があるというような情報提供はございました。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 今ちょっと最後のところ聞こえなかったのだけれども、環境省の出している通達は知らなかつたということですか。P F A Sの政治の問題になつてゐるというニュースは見ていたけれども、非常にこれはどこでも取り上げられている話なのですけれども、いろいろなこういうものを書いているものに。令和2年5月28日の環境省水・大気環境局長の通達というものは、読んでいなかつたということですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 令和2年の環境省の通達は、正直読んでございませんでした。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 これは水道課に行かないでどこかほかのところに行くのですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 正直申しますと、それらが我々水道新聞と、環境省の目標値に対する検討だとか、それらに関しては正直いろいろな問題が起きてきたものについては、令和5年の新聞等で伺ったまでで、先ほど議員が言われた令和2年の内容については、我々どもとしてはちょっと確認できなかつたのですが、通達内容が北海道知事、水質汚濁防止政令都市市長というようなことの内容が環境省の大気環境局長から発せられたというのが、令和2年5月28日というような内容になってございます。

通達先が、水質汚濁防止政令都市市長殿、都道府県知事というふうに書いてござりますので、我々としてはちょっと存じ上げなかつたところでございます。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 要するに、厚岸町には届いてなかつたと。道のところでもって棚に上げて厚岸町まではよこさなかつたと。なぜなら、道宛てだからと。そういうことですね。

どっちにしても、町民の命と健康を守る、本当に最前線にいる水道なのです。そこがこういうような問題について非常に動きが鈍い。だって、N H Kが出したこのP F A Sの検査の全国一覧の地図を見ますと、釧路市と釧路町は入つているのです。隣町はやつているのです。あれは釧路市と釧路町ということになると一緒になるのかな。とにかくやっているのです。

そういう意味でも非常に不安を感じます。現に、今、小さなお子さんを育てているようなお母さんたちは、こういう類いの問題に対しては非常に鋭敏です。私もどんなものなのだろうと聞かれまして、厚岸のようなこういうところではまずないと思いますよと

いう無責任なことを言ったのですけれども、それ以上のこととは言えないですから、だから、まず大丈夫だろうというのは分かりますけれども、その上で、やはりこういう検査をして数字を出して、検出できませんでしたよというのならそれでいいのですけれども、そして町民にちゃんと安心感を与えるというのは、あなたたちの仕事の中の大きな一部ではないですか。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 今、議員がおっしゃるとおり、我々は生活に直結した安全な水、安心できる水というようなものを提供している身でございますので、これらの情報に関しては、いち早く取り組み、いろいろな情報を仕入れながら、現状を把握していく必要があるとは感じてございます。このような情報を我々が認識不足というのは恥ずかしいところなのですが、近年これらの情報というのが高まってきて、我々も目にしたり耳にしたり、こういう情報が11月末に全道も調査も報告されてきたところで、我々としても今年度一度、上水道の水源をやらせていただいたのですが、まだ現状把握ができてございませんので、令和7年度の水質調査において、全水源、まだ把握できていないものですから、把握をしたいなというふうに考えてございます。それと、これらの内容について、もし出た場合の対策というようなものも出てきますので、これらに対してもしっかり研究しながら考えていきたいと思ってございます。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 それで、追い打ちをかけるようなことを言って申し訳ないのだが、ここでしか言えないから言っておきます。

この水質検査計画というのを見たのです。そうしたら、これは町民に対して出しているものでしょう。専門家に対して出しているものではないですね。その上でお聞きするのですが、P F A Sという言葉は使っていないのです。それで、調査する、要するに国がやれというからやりますよっていうのはいいとして、どういうものかというところに、ローマ字のスペルしか書いていないのです。先ほど町長が読むのをえらい苦労しておったけれども、そうですよ、見たことがないのだから。それで、これが一般町民に向けてのものだとしたら、誰が分かるのですか。注釈一つないのです。これは、やはり基本的に令和6年度水道検査計画というのは、誰向けに書いてるのかということを言わざるを得ない。これは現に反省してもらいたい。それだけこういう問題について、意識がなかったということなのかなという深読みをしてしまいます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 議員おっしゃるとおり、大変不親切な表現方法だったと私も反省しているところです。

これらに対して、P F O S・P F O Aについては、このP F A Sの中でも最も大きな

科学物質というような不親切で大変な内容となってございます。今後これら、来年の検査計画になりますが、もう少し表現方法を考えながら、分かりやすい表現というような内容で走ってまいりたいと思ってございますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 それで、これから話ということになるわけですけれども、今、課長おっしゃったのは、水道水、原水を含めて上水道の関係だけでした。ところが、決して狼少年のように空騒ぎするつもりではないのですけれども、今、売っているものにはPFOA・PFOAは入っていないと思います。入っていたとしたら化審法違反ですから。でも、この戦後ずっといろいろなものに使われてきたものが、いろいろな廃棄物になりましたいろいろな形でもって環境中に放散されている可能性はあるのです。

そうなりますと、これは水道水だけではなくて、下水道処理水もやはり検査する必要はあるのではないかというふうに思います。あるいは、最終処分場からミニ下水道があって、そして環境中に妙なものが出てますよね、厚岸町は。でも、出てくるその排水の中にはないかどうか、これについてもやはり検査しなければならないのではないかと。

それともう一つ、非常に厄介なことになったなと思うのは、下水道汚泥です。現在、下水道汚泥は、大規模草地の処理場で牛糞と一緒にして堆肥にして、そして牧草の肥料にしています、リサイクルをします。何も入ってないのであれば、これは理想的なやり方だと私は思っています。ただ、最初から確か、ホタテのうろは入れなかつたのではないかと思うのです。カドミウムという問題があるということで。それと同じように、下水道汚泥についても、これを使わないということまで行くかどうかは別にして、やはり検査というか、それが必要になるのではないかというふうに思うのですが。特に、下水道汚泥の場合には、生体濃縮なんかと同じようなことで、下水道濃縮というような言葉がたしかあったと思います。そういうこともありますので、やはり検査が必要ではないか。要するに、安全であるということを保障するという意味で、それが必要だと思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） この検査の項目にもなりますが、まずは水道に関しては水道原水給水栓ということで、出す口のほうも検査対象にはなるのですが、下水道の汚泥に対して、検査機関にもちょっと確認してみないといけないのですが、これまでやってるかどうかは分からぬのですが、その検査が原水だけではなくて、それらも受け入れて検査できるものか、ちょっとその辺を確認しながら、検討とさせていただきたいなと思ってございます。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 最終処分場のお話がございましたので、最終処分場のお話をさせていただきます。

最終処分場については、排水法に基づきまして年1回の放流水の検査をしております。PFOA・PFOSの項目についてはございません。フッ素及びその化合物というのにはありますが、これはPFOA・PFOSとは全然関係ない部分でございます。基準の見直し等によって入ってくる可能性もあります。また、今、議員おっしゃったとおり、必要性があるということであれば、ほかの項目と踏まえて、これらも含めて、できるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

（「後は答弁ないの。」の声あり）

●議長（大野議員） 2番室崎議員。

●室崎議員 PFAAについては、今、審議会なんかでいろいろともんでいる最中です。だから、この後、今、暫定目標値なのですけれども、50ナノグラムパーリッター、これだって変わること可能性はありますし、それから、いろいろな部分で検査項目に入っていない検査の、今、最終処分場処理水のように、これから入っていく可能性も十分あります。ですから、そういう意味で、町民の安全と安心という意味で、先取りという形で、できるものなら進めていただきたいというふうに思います。

それと、陸上におけるこういう化学物質というのは、必ず水の中に入ります。水の中に入ったものは必ず海に出ます。厚岸町は、厚岸湖という一大食料生産の場を持っているわけです。そういうところに流れ込んでいく可能性は十分あるわけですから、やはりこういうものはないのだということを、きちんと担保することは非常に必要だと思いますので、その点はどうか進めていただきたい。これは切にお願いするわけですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 議員おっしゃるように、PFOA・PFOSについては、難分解性、それから高蓄積性、長距離移動性という性質があるというふうに書かれているものでございます。

厚岸町は言われたとおり、一次産業が主な産業としてここまで発展してきている町でもございますので、今現在どういった形で検査しますということは、先ほど水道課長等の答弁の中でもあったように、はっきりとしたことは申し上げられませんが、可能なものについては実施できるようにちょっと検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（大野議員） よろしいですか。

以上で、2番室崎議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

以上で、本定例会に通告のありました8名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、議案第84号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第84号 財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場において牛舎や堆肥舎から排出されるふん尿処理作業に使用するスラリースプレッダであります。これは、町営牧場の運営の効率化を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容でありますが、1、財産の種類は物品であります。

2、名称及び数量は、スラリースプレッダ1台であります。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札であります。

4、取得価格は、金743万6,000円であります。

5、契約の相手方は、札幌市手稲区新発寒5条1条目5番1号、株式会社ヰセキ北海道であります。

次ページをお開きください。

参考といたしまして、1、スラリースプレッダの仕様であります。型式はTSD160 01DX、本体重量は5,200キログラム、積載容量は1万6,000リットル、積載時最大重量は2万1,200キログラム、全長は8.8メートル、全高3.2メートル、全幅3.15メートルであります。

2として、納入期日は、令和7年3月15日であります。

3として、型式図につきましては、20ページ、議案第84号説明資料のとおりです。ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして、11月8日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第85号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第85号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

議案第85号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は平成23年度から調査をはじめ、令和4年度までの事業期間として、防衛省の補助を受け実施してまいりましたが、その継続事業として令和5年度から経年劣化等により路面にひび割れやわだちが発生し、通行に支障を来している太田2号道路と太田1番道路の一部改良舗装工事を、令和14年度までの予定事業期間として実施しようとするもので、今年度の工事は、太田2号道路の太田8番道路交点附近から道道厚岸標茶方面へ192メートル行った箇所から、昨年度に引き続き、300メートルの改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容でありますが、1として、工事名、（令和6年度国債）太田門静間道路外2改良舗装工事。

2として、工事場所、厚岸町太田。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で7者の参加によるものです。

4として、請負金額、1億1,748万円であります。

5として、請負契約者は、山崎・道東経常建設共同企業体。代表者、厚岸郡厚岸町白浜3丁目3番地4、山崎土建有限会社。構成員、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社であります。

22ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工として延長300メートル、幅員7.50メートル、道路の断面構成は、表層（再生密粒度アスコン）厚さ3センチ、基層（再生粗粒度アスコン）厚さ4センチ、上層路盤（再生アスファルト安定処理）厚さ5センチ、下層路盤（再生コンクリート骨材0から40ミリ）厚さ40センチ、凍土抑制層（砂）厚さ40センチ。

2、工期ですが、着手は令和7年3月10日、完成は令和7年12月10日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、土工定規図は、別紙説明資料のとおりです。

23ページをお開き願います。

今回の施工位置ですが、図面右中央の丸で囲った部分、太田2号道路となります。

24ページをお開き願います。

図面左下が平面図となり、左側の起点は太田6番道路側、右側は終点となり太田8番道路側になります。

図面、右上には改良舗装工の土工定規図を示しております。

なお、別途、お手元には、参考資料といたしまして、11月26日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第5、議案第86号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第86号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

議案第86号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和6年6月13日議案第53号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は下記のとおりとなります。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。

4、請負金額9,570万円から1,432万2,000円増額となる、1億1,002万2,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はございません。

このたびの変更は、限られた予算を有効に活用するため、全体事業の執行残を活用し、事業の促進を図るための変更となります。

変更内容につきましては、26ページをご覧願います。

参考といたしまして、工事概要等の変更前、変更後を記載している表になります。表の左欄から区分、種別、変更前、変更後、備考となっており、今回変更があった区分、種別について、備考欄に変更の有無を記載しております。

1、工事概要について、道路改良舗装工延長382.5メートル、幅員6.5メートル、表層（再生密粒度ギャップアスコン）3センチ、表層（再生密粒度アスコン）3センチ、下層路盤（再生コンクリート骨材0から40ミリ）15センチ、凍上抑制層（砂）55センチに変更はございませんが、新たに表層（再生密粒度アスコン）厚さ3センチ、延長が47.34メートル、基層（再生粗粒度アスコン）厚さ4センチ、延長が199.46メートル、上層路盤（再生アスファルト安定処理）厚さ5センチ、延長が199.46メートルを追加しようとするものであります。

次に2の工期ですが、新たに追加する工事内容の変更により、令和7年2月20日から令和7年3月19日に変更しようとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、土工定規図は、別紙説明資料のとおりです。27ページをお開き願います。

位置図でございます。今回の施工位置ですが、図面右中央下、床潭末広地区を黒丸で示した部分となります。

28ページをお開き願います。

図面左下側が平面図となります。左が床潭地区、右が末広地区となります。このたび追加する箇所を平面図に旗揚げしており、太線で囲った部分が施工箇所となります。床潭地区側を起点としてS P 0.00からS P 8.50の延長8.5メートル、S P 47.34からS P 201.94の延長154.60メートル、S P 362.00からS P 398.36の延長、36.36メートルの3か所を図面右側の土工定規図に表記した基層と上層路盤までの改良舗装工事199.46メートルを施工するものであります。

また、床潭地区側を起点としてS P 0.00からS P 47.34の延長47.34メートルの1か所を図面右側の土工定規図に表記した基層の改良工事を施工するものであります。

29ページをお開き願います。図面左側が平面図となります。

先ほどと同様、左が床潭地区、右が末広地区となります。床潭地区側を起点として S P 1,736.89から S P 1,920.00の延長183.11メートルの工事内容については変更がございません。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第6、議案第87号 第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第87号 第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定について、その提案理由を説明申し上げます。

従来、総合計画は地方自治法により議会の議決を得て、基本構想を策定することが義務付けられておりましたが、平成23年の地方自治法改正により、その策定と議会の議決については、各市町村の判断に委ねられることとなりました。

しかし厚岸町では、法的な策定義務がなくなったものの、町づくりを総合的かつ計画的に進めるための基本的な指針となる総合計画は必要不可欠と考え、これまでの基本構想に加え、行動計画についても議会の議決を得て定めることとしております。

さて、現在の総合計画は、令和2年度第1回臨時会において議決をいただき、「みんなの”あっけし”新時代の創造に向かって」を目指す町の姿として、厚岸町の特性や強みを最大限に生かした取組を進め、人口減少や少子高齢化の急速な進行など、直面する様々な課題を乗り越えながら、厚岸町の新時代を切り開く、町民、誰もが心から誇りを持てる町を目指すことを町政の基本的な方向性として定めています。

しかし、計画策定から5年が経過しようとする中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシア・ウクライナ情勢などを背景とした物価高騰、気候変動に伴う自然災害の激甚化・瞬発化、国におけるガス炭素化やデジタル化の推進など、計画策定時には想定

していなかった社会情勢の変化が生じており、計画の推進に大きな影響を与えています。

また、厚岸町においても、この間、国による衛生管理型漁港施設完成に伴う厚岸漁業協同組合地方卸売市場の移転、ゼロカーボンシティの表明と、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生、北海道横断自動車道根室線、尾幌糸魚沢道路の本格着工、さらには第42回全国豊かな海づくり大会～北海道大会～が厚岸町を舞台に開催されるなど、今後の町づくりにとって大きな変革の時代を迎え、今、まさに駆け抜けているところであります。

こうした状況の中、総合計画に掲げた目指す町の姿を確実に実現させるためには、厚岸町を取り巻く状況変化を踏まえた新たな町づくりの指針を定める必要があることから、総論と基本構想の一部を見直すとともに、令和7年度から令和11年度までを期間とする後期行動計画を新たに策定することといたしました。

これまでの策定計画についてその概要を申し上げますと、このたびの総合計画の見直しに当たっては、昨年度から2ヵ年計画で進めてきております現計画の総括的な評価・検証はもとより、町民満足度調査や町づくり講演会、町づくりのワークショップなどの実施により、町民の皆さんからのご意見や提案をしっかりとお聞きする取組を進めてきました。

また、本年7月には、役場内部の組織である総合計画策定委員会での協議・検討を得て、庁内原案を確定させたところであります。さらに、この庁内原案を審議していただくため、9月には各行政委員会の委員をはじめとする20名の有識者の選考に当たり、総合計画策定審議会を設置いたしました。委託を申し上げました各委員には、ご快諾をいただきましたことの上に、公私ともにお忙しい中、慎重なご審議をいただき、10月25日に答申をいただいたところであります。

その答申でいただいた審議会の意見をできるだけ尊重いたしまして、庁内原案に一部修正を加え最終案を確定し、本日、第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定について、議案として提出させていただいたところであります。

第6期厚岸町総合計画に掲げた目指す町の姿である「みんなの”あっけし”新時代の創造に向かって」を確実に実現させるため、見直し後の第6期厚岸町総合計画を今後5年間、町民の皆さん、誰もが心から誇りを持てる町を目指すための道しるべとして、町民の皆さんとともに鋭意努力してまいりたいと考えております。

どうか本議案である基本構想の変更と後期行動計画の策定の趣旨をご理解、ご検察の上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、基本構想の変更内容と後期行動計画の内容については、引き続き担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 引き続き、第6期厚岸町総合計画における基本構想の変更内容と後期行動計画の内容について、概略ではありますが別に配付している議案第87号説明資料、第6期厚岸町総合計画新旧対照表によりご説明させていただきます。

なお、本資料につきましては、各ページ、左側が変更前の内容、右側が変更後の内容

となっており、変更箇所には赤色のアンダーラインを付しておりますので、説明に当たっては主なものに絞り、行わせていただきます。

初めに、総論でございます。

8ページをお開き願います。

第1章、総合計画の考え方。

第1節でございます。

ここでは、節の名称と内容を「総合計画策定の趣旨」から「総合計画見直しの趣旨」に改めるものであります。

なお、具体的な内容につきましては、1点目として、現在の総合計画の策定の趣旨、2点目として、現計画策定後に生じた社会情勢の変化、3点目として、この間の厚岸町における主な出来事と状況変化、4点目として、今後の財政状況の展望、そして5点目として、今回の見直しの趣旨とその内容でございます。

次に、20ページをお開き願います。

第4節、厚岸町の産業経済動向分析でございます。

ここでは、分析の基礎となる統計数値を最新版に改め、加筆修正を行うものであります。

次に、24ページをお開き願います。

第5節、時代の潮流でございます。

ここでは35ページまでにわたりますが、統計数値を最新版に改めるとともに、現計画策定後に生じた社会情勢の変化等に応じて加筆修正を行うほか、新たに八つ目として、新型コロナウイルス感染症による社会の変化という項目を設けるものであります。

次に、39ページをお開き願います。

第7節、厚岸町の課題でございます。

ここでは43ページまでにわたりますが、厚岸町を取り巻く状況変化や町民の声などを踏まえ、加筆修正を行うものであります。

次に、44ページをお開き願います。

第8節、厚岸町の特性と強みでございます。

ここでは46ページまでにわたりますが、現計画策定後の厚岸町における主な出来事と状況変化などを踏まえ、加筆修正を行うものであります。

続いて、基本構想でございます。

51ページをお開き願います。

第4節、人口の将来展望でございます。

ここでは、指標設定の基礎となる国立社会保障人口問題研究所の推計値を最新版に改め、加筆修正を行うものであります。

なお、本計画の目標年次とする令和11年の想定人口は、7,463人から7,358人に、一般世帯数は3,756世帯から3,535世帯に改めるものであります。

次に、53ページをお開き願います。

第5節、財政の見通しでございます。

ここでは、近年の財政状況を踏まえた加筆修正のほか、財政推計値を最新版に改めるものであります。

次に、55ページをお開き願います。

第3章、施策の大綱でございます。

ここでは、65ページまでにわたりますが、各部門で展開する施策と基本方針を示すものであり、各節の構成に変更はありませんが、総論において、整理させていただいた時代の潮流や町民の声、厚岸町の課題などを踏まえて、基本方針の加筆修正を行うものであります。

続いて、今回新たに策定する令和7年度から令和11年度までを計画期間とする後期行動計画の概要について、ご説明をさせていただきます。

68ページをお開き願います。

第1章、第1節の土地利用により、行動計画の構成を含めてご説明をさせていただきます。

まず、目指す町の姿でございます。こちらは、各節ごとに5年後の厚岸町がどのような姿になっているか、町民がどのような暮らしをしているのかを具体的に想像できるような理想とする町の姿や生活像を記載したものであり、必要に応じて加筆修正を行うものであります。

次に、現状と課題でございます。

こちらは、現計画策定後に生じた厚岸町を取り巻く状況変化を踏まえて、加筆修正を行うものであります。

次に、関連する町の個別計画でございます。

こちらは、総合計画の各分野にどのような個別計画があるのかを分かりやすく整理するために記載しているものであり、現計画策定後に新たに作成した計画や改定した計画、計画期間が満了となった計画など、必要に応じて加筆修正を行うものであります。

次に、目標実現に向けた役割分担でございます。

こちらは、町民との共創・協働による町づくりを進め、目指す町の姿の実現に向けて、町民、地域、団体など行政のそれぞれに期待される役割を記載しているものであり、必要に応じて加筆修正を行うものであります。

次に、69ページをお開き願います。

基本方針でございます。

こちらは、現状と課題で明らかにした課題を解決するため、目標年度である令和11年度までに展開する施策の基本方針を記載しているものであり、さきにご説明させていただきました55ページから65ページまでの基本構想、第3章、施策の大綱に記載の内容と一致するものでございますが、必要に応じて加筆修正を行うものであります。

次に、施策の展開でございます。

こちらは基本方針に基づき、後期行動計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間で取り組む施策について、項目ごとにその内容を記載したものであります。また、施策の展開に応じた施策に関わる主な取組、事業及び期待される効果を記載しているほか、第1章、第1節の土地利用にはございませんが、各節の1番後ろには、指標設定として目指す町の姿を数値化できるもので、町民、地域、団体等の共有できる指標を記載しており、これらについても施策の展開と同様に必要に応じて加筆修正を行うものであります。

以上が、後期行動計画の概要でございます。

また、総論、基本構想及び行動計画の全体を通して、掲載グラフにつきましても最新版の統計数値等に変更するとともに、必要に応じて追加・削除を行っておりますことを申し添えさせていただきます。

続いて、別添で配付させていただいたおりまます議案第87号 参考資料についてのご説明をさせていただきます。

初めに、参考資料1でございます。

こちらは本議案の趣旨や概要、主な見直し内容に加え、策定体制と策定経過及び主な取組内容について整理した資料となってございます。

続いて、参考資料2でございます。

まず、資料の1ページから84ページの1、町民参加の実践シート（意見等の反映結果）につきましては、町民の皆さんから様々な形でのご意見・ご提案をいただきました。その内容について、一つ一つ計画の搭載箇所等を整理した資料となってございます。

次に、資料の85ページから88ページの2、厚岸町総合計画策定審議会からの答申及び89ページから95ページの3、答申に対する町の対応と考え方につきましては、策定審議会からの答申内容と、答申に対する町の対応と考え方及び修正箇所等について整理させていただいた内容となっており、府内原案から修正を加えた箇所を明示させていただけます。

続いて、参考資料3でございます。

こちらは、現計画の総括的な評価・検証を行ったものを取りまとめた総括調書のほか、昨年度実施した町民満足度調査と町づくりワークショップの結果報告書とさせていただいております。

以上、簡単な説明ではございますが、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 本件の審査方法について、お諮りいたします。

本件の審査方法については、議長を除く11人の委員をもって構成する第6期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中に審査したいと思いますが、これにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する第6期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定しました。

第6期厚岸町総合計画審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後1時36分休憩

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議員） 日程第7、議案88号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第88号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講ずるとともに、近年における公然と人を屈辱する犯罪の秩序等に鑑み、屈辱罪の法定刑を引き上げるとする刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、このうち刑法の一部を改正する法律が、また、同日公布の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、地方自治法の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、刑法では、懲役について規定される第12条及び禁錮について規定される第13条が拘禁刑として一本化され、新たな第12条として規定が整備されたこと、地方自治法では、条例に定めることのできる罰則について規定される第14条第3項が懲役もしくは禁錮から拘禁刑に字句が改められたことから、当町が定めている条例のうち、4条例について改正する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

条例の改正手法については、改正しようとする条例が四つの条例に及ぶことと、いずれも刑法の改正に伴うものであることから、条例の題名を「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」とし、本則を4条立てとし、第1条では、厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、第2条では、厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正、第3条では、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正、第4条で、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、それぞれ規定していることをあらかじめご了知いただきたいと存じます。

なお、改正内容の説明につきましては、議案第88号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、別に配付しております議案第88号参考資料の関係法例の抜粋について、併せてご参照願います。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧願います。

第1条は、厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正であります。

職員もしくは職員であった者、委託事業者もしくは委託事業者の従業員もしくは従業員であった者、または、議会において個人情報、かな加工情報もしくは特命加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者いわゆる職員等が、

正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供了ときの罰則を定める第53条と、職員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または登用したときの罰則を定める第54条並びに職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等が、または電子的記録を収集したときの罰則を定める第55条の改正は、それぞれ「懲役」から「拘禁刑」に字句を整理するものであります。

第2条は、厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正であります。

厚岸町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について規定する附則第3条第3項及び第4項のうち、職員、委託事業者の従業員及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務の従事者が、正当な理由がなく旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された文書を提供したときの罰則を定める第3項と、職員、委託事業者の従業員及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務の従事者が、その業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または濫用したときの罰則を定める第4項の改正は、それぞれ「懲役」から「拘禁刑」に字句を整理するものであります。

新旧対照表の2ページになります。

第3条は、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

6月1日及び12月1日のいわゆる基準日前1か月以内、または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者に期末手当を支給しないことを定める第16条の4第3号と、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられた者に期末手当を支給しないことを定める同条第4号並びに支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日まで離職した者が、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴され、その判決が確定していない場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができることを定める第16条の5第1項第1号と、期末手当の一時差止め処分を受けた者が当該一時差止め処分の理由となった行為に関わる刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処されなかった場合、当該一時差止め処分を取り消さなければならない旨を定めた同条第5項第1号の改正は、それぞれ「禁錮」から「拘禁刑」に字句を整理するものであります。

3ページになります。

第4条は、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

改正の内容につきましては、先ほど説明いたしました第3条の厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

議案書32ページにお戻りください。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は令和7年6月1日から施行するとするものであります。

第2項及び第3項は、罰則の適用等に関する経過措置で、第2項は、この条例の施行前にした行為の処罰については、改正前の条例が適用されるため、懲役または禁錮により処罰されることを定めるもので、第3項は、この条例の施行後にした行為に対して、既存の他の条例に定める経過措置により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは改正前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合、改正前の刑法における懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする、いわゆるみなし規定を定めるものであります。

第4項は、人の資格に関する経過措置で、拘禁刑に処せられた者に係る既存の他の条例に定める経過措置により、なお従前の例によることとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられたものとする、いわゆる読替規定を定めるものであります。

第5項は、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上が定められている罪につき起訴された者は、第3条の規定による改正後の厚岸町職員の給与に関する条例第16条の5第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪に起訴された者とするみなし規定を定めるものであります。

第6項は、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、規定の内容につきましては、先ほど説明いたしました第5項の厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第8、議案第89号 厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長）　ただいま上程いただきました議案第89号　厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書34ページをご覧願います。

近年、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少のほか、国や地方の厳しい財政状況など、地方公共団体が経営する企業の経営環境が厳しさを増す中、地方公営企業が事業やサービスを将来にわたり安定的・継続的に提供していくためには、資産を含む経営状況の比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づき経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに取り組んでいくことが求められています。

特に、将来にわたり持続可能な事業の推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、この取組を進めるためには公営企業の適用により経営状況を的確に把握することが必須となります。

また、平成31年1月25日付の総務大臣通知でも、公営企業会計への適切な適用のさらなる推進について、人口3万人未満の市町村においても、地方公営企業法を適用していない事業について、公営企業会計への移行について重点的に取り組まれるよう要請されているところであります。

このような状況を踏まえ、当町の経営する簡易水道事業においても、公営企業を適用することで、事業の経営成績や財政情報を基礎とした経営状況を的確に把握するほか、中長期的な視点による経営計画や、施設等の更新費用を含めた建設改良計画の策定に加え、将来必要な投資経費を含めた適切な料金算定などを行うことが必要と判断したことから、令和7年4月1日から、地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本条例を制定するものであります。

また、このたびの簡易水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴い、附則にて、本条例の制定に伴い、不要となる厚岸町簡易水道特別会計及び厚岸町簡易水道設置条例の廃止と関連する厚岸町事務分掌条例及び厚岸町水道事業給水条例の改正を併せて行うものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第89号説明資料、厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第89号参考資料、関係法令の一部抜粋を配付していますので、参考としてください。

新旧対照表1ページをご覧願います。

厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

題名を、厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に、簡易水道事業の設置に関する内容を追加するため、「厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めるものであります。

水道事業及び下水道事業の設置に規定している第1条の改正は、第1項に簡易水道事業を加えるものであります。

法の全部適用を規定している第1条の2の改正は、同条に新たに1項を加えるもので、第2項として、地方公営企業法2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、令和7年4月1日から簡易水道事業に法の規定の全部を適用する規定を追加するものであります。

次に、2ページにかけまして、経営の基本について規定している第2条のうち、第1項の改正は、新たに簡易水道事業を加えるものであります。

これに伴い、下水道事業の経営の規模に関する規定を定めていた第3条を第4項とし、第2項の次に第3項として、簡易水道事業における経営規模に加えるものであります。

組織について規定する第3条のうち、水道事業及び下水道事業の管理者の権限に属する組織を規定する第2項の改正は、水道事業の次に簡易水道事業を加えるものであります。

新たに加える第3条の2は、特別会計の規定で、地方公営企業法第17条及び地方公営企業法施行令第8条の4の規定により、水道事業及び簡易水道事業を通じて、一の特別会計を設ける規定を追加するものであります。

議案書35ページにお戻り願います。

附則でございます。

附則第1項は、施行期日で、令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項は、このたびの簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、不要となる厚岸町簡易水道特別会計条例及び厚岸町簡易水道設置条例を廃止するものであります。

附則第3項からの説明については、新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表3ページをご覧願います。

附則第3項は、厚岸町事務分掌条例の一部改正であります。

課及び室の事務分掌について規定している第2条のうち、第11号の改正は、このたびの簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、厚岸町事務分掌条例から厚岸町水道課事務分掌規定に移行となるため、アの簡易水道事業に関するなどを削るものであります。

4ページ目をご覧願います。

附則第4項は、厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。

目的について規定している第1条の改正は、設置条例の名称変更に伴い、根拠法令の明確化と略称規定の追加をするものであります。

給水区域に規定している第2条の改正のうち第1号の改正は、先ほどの設置条例名の改正に伴い、水道事業の給水区域を引用している条例名を「厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」から「厚岸町水道事業簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改め、略称規定を追加するものであります。

同条第2号の改正は、地方公営企業法の適用に伴い、引用条名を変更するものであります。

給水装置の定義を規定している第3条の改正は、「町長」を地方公営企業の規定によ

る「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、略称規定を「管理者」を追加するものであります。

給水装置工事の申込みに規定している第5条の改正は、第1条で水道法の略称規定を追加したことと、第3条で管理者の権限を行う町長の略称を規定したことによる字句の整理であります。

4ページ中段から9ページにかけて、給水装置工事の負担について規定している第6条、工事の施工について規定している第7条、給水管及び給水用具の指定について規定している第8条、工事費の算出方法について規定している第9条、工事費の余納について規定している第10条、給水装置の変更等の工事について規定している第11条、給水契約の申込みについて規定している第13条、給水装置の所有者の代理について規定している第14条、管理人の届けについて規定している第15条、メーターの設置・保管等について規定している第16条、水道の使用中止、変更等の届出について規定している第17条、水道使用者等の管理上の責任について規定している第19条、給水装置及び水質検査について規定している第20条、管理者の責務について規定している第20条の2、設置者の責務について規定している第20条の3、使用水量の計量について規定している第23条、使用水量及び用途の認定について規定している第24条、料金の算定について規定している第25条、臨時使用の場合の概算料金の前納について規定している第27条、料金の徴収方法について規定している第28条、手数料について規定している第29条、料金手数料等の軽減または減免・免除について規定している第30条、給水装置の検査等について規定している第31条、給水装置の基準違反に対する措置について規定している第32条、給水の停止について規定している第33条及び給水装置の切り離しについて規定している第34条の改正は、第3条で略称を規定したことによる字句の整理であります。

委任について規定している第37条の改正は、簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、条例の運用細則を定める地方自治法上の規則から、地方公営企業法の規定に根拠が変わることから、「規則で」を「管理者が」に改めるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番南谷議員。

●南谷議員 今回の条例改正でお尋ねをさせていただきます。

入り口で大変申し訳ないのですけれども、説明をしていただきたいと思います。

今回の条例改正、上水道と簡易水道、農業用水道、下水道、これらの会計は、おのおの今回の改正で、令和7年4月1日からこの改正が適用になるわけでございますが、本条例の改正によりまして、各事業、設置等に関する条例の、その改正がそれぞれうたわれているわけでございますが、たしか昨年12月定例会において、令和6年4月1日から水道事業の公営企業化について決議をしております。さらに今回の上程、改正が上乗せになるような格好になっております。

本条例の改正は、もともとある上水及び下水道事業の設置等に関する条例に、簡易水

道事業を追加するような格好になるわけでございますが、附則の第3項の事務分掌条例で、農業用水を削除しております。削除することによって、農業用水はどうなるのかも含めて説明をしていただきたい。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

まず初めに、今回の条例に関しては、水道事業は当然適用ということで、当初から水道事業の企業会計でこれまで実施しているものに、昨年の12月第4回定例会において、水道事業の設置条例に下水道事業を加え、令和6年からの公営企業化を実施してございます。

それに加え、今回、簡易水道の公営企業化会計への適用ということで、簡易水道事業に関しては令和7年4月1日から地方公営企業法等を適用し、展開していくというような内容のため、今回の89号の設置条例の改正という運びになってございます。

それともう一つ、事務分掌条例の内容の関係になりますが、今回、先ほど農業水道というふうにお話があったかと思うのですが、新旧対照表の3ページになりますが、今回、町長部局にある事務分掌条例の中に農業水道だけが残るという形で、簡易水道事業に関しては、厚岸町事務分掌条例から厚岸町水道課事務分掌規定のほうに移るということで、簡易水道に関することとして、これは水道課の事務分掌規定のほうに入るというような内容になるものでございます。

●議長（大野議員） 7番南谷議員。

●南谷議員 勉強不足でよく理解がしにくい部分があるのです、正直言って。

企業会計は分かります、一般会計と別でございますから。今回の改正を経て、上水に簡易水道も含まれますよと、企業会計の中に。ここまで理解できるのです。さらに、下水道も企業会計になりますよね、下水道のほうも。そうすると、決算のほうはそれぞれ会計が別なのでしょうか。

例えば、上水と簡易水が合わさったような格好になるのかなというふうに単純に考えたのです。それから下水道事業、これらは企業会計上どういうふうになっていくのか、それから、さらには農業用水道は今までどおり一般会計の中で処理されると、こういう理解をしたのですが、いかがでしょうか。

それから、もう1点気になったところがあるのです。

この別添の資料の中で4ページ目、附則の第4項厚岸市町水道事業給水条例、この中の第3条給水装置の定義、今まで、需要者に水を供給するために町長の施設したとなつてゐるのです。町長だったのです、今まで。今後は町長から管理者に名称が変わりますと、そのことで何がどう変わるのかというのがよく理解できないのです。今まで町長がと言っていたことが、今度は管理者に変わります、条例で。管理者に名称が変更になることで、名称が変わるから何が変わるのか、全然変わらないのか、たまたま名称だけ、呼び方だけが変わるのか、責任がどうなのか、この辺について分かる範囲でお願い

いたします。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） まず初めに、企業会計は今回、上水道、簡易水道、下水道は企業会計です。農業用水道というものについては一般会計で変更はなく、これまでと同様変わりございません。

それと、もう一つが、決算に関することになりますが、今回、35ページ目のほうに特別会計ということで、第3条の2において、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設けるということで、水道事業の中に簡易水道事業、区分けはなっておりますが、同じ会計の中で対応していくというために、特別条例を引いたものであります、経営は一緒にやっていくというご質問者の意図のとおりだということで、ご理解いただければいいのかなと思います。

それと、もう一つの4ページ、給水条例の関係ですが、「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者という。）」ということなのですが、簡易水道事業においても水道事業においても、管理者を置かないため、これまでには町長というような形でおりましたが、水道事業及び簡易水道事業を通じて、その管理者の権限を行う町長が管理者と、設置しないものですから、町長がその管理を行うものとして位置づけられると、これまでに管理者が町長でしたが、町長存在の変更はなくて、水道事業、簡易水道事業の管理者という、公営企業法上の管理者という内容になります。

説明がちょっと難しくて分かりにくかったと思いますが、管理者は置かないということで、町長が公営企業法の管理者となるだけでございます。中身は変わりません。

以上です。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第90号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第90号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書37ページをご覧願います。

厚岸町水道事業給水条例では、水道事業及び簡易水道の事業について、厚岸町農業用水道給水条例では、農業用水道についてそれぞれ給水について料金、給水装置工事の費用負担及びその他供給条件並びに給水の適正を保持するための必要な事項を定めております。

このたびの条例の改正は、これらの条例中、規定している町内給水区域で給水装置の新設、改造または撤去する際に行う指定給水装置工事事業者が行う設計に係る設計審査手数料と、この工事完成後の検査に係る工事検査手数料について、平成8年4月1日から消費税を課すべき事務として、消費税額を含む額を徴収してきたところですが、今般、令和7年度から当町が行う簡易水道事業について、地方公営企業法を適用するに当たり、その移行作業のため、事業の内容について精査を進めてきたところ、この業務を請け負っている事業者から、これらの手数料については消費税非課税ではないかとの問い合わせがあり、この手数料に係る消費税の取扱いについて、内部で精査の上、釧路税務署等に確認を行ったところ、釧路税務署より消費税に規定する消費税を課さない法令に基づき行う事務に該当するとの旨の回答があり、消費税の課税誤りが判明したもので、これを速やかに是正するため、本条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明とさせていただきますが、このたびの条例改正については、二つの条例について同様の改正を行うため2条立てとし、第1条が厚岸町水道事業給水条例の一部改正、第2条が厚岸町農業用水道給水条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

なお、改正の内容の説明については、別に配付しております議案第90号説明資料、新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第90号参考資料、設計審査・工事検査手数料、消費税・課税誤り影響額を配付しておりますので、ご参照願います。

新旧対照表をご覧ください。

第1条は、厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。

手数料について規定している第29条の改正のうち、第2号に規定する第7条第2項の設計審査手数料に係る手数料「5,500円」を「5,000円」に、第3号に規定する第7条第2項の工事検査に係る手数料「3,300円」を「3,000円」に改めるものであります。

続いて第2条は、厚岸町農業用水道給水条例の一部改正でありますが、1条の厚岸町水道事業給水条例の一部改正の内容と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

議案第90号、参考資料をご覧願います。

現時点では、関係書類及び会計システムにより確認できた、誤って徴収した消費税相当額につきましては、水道事業が平成19年4月から令和6年11月までで2,201件、67万2,090円、簡易水道事業が平成17年から令和6年11月までで139件、8万7,440円、農業用水

道事業では、簡易水道事業と同期間で36件、2万1,680円、合計2,376件、781,210円であります。

今後の対応につきましては、現在調査中であるこれ以前の期間に係る部分については、給水台帳や証明書類等により確認することとし、既に確認されたものと同様、誤徴収があったものについて、可能な限り返還していきたいと考えてございます。

また、本定例会に提出している各会計補正予算に、現在判明している返還する額を計上させていきますとともに、現在調査中の期間に係る返還する額については、今後の補正予算等により対応させていただきたいと考えてございます。

このたびの誤りにより手数料を納付された皆様に対し、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後については条例の見直しの際、十分注意し、関係法令の解釈と理解を重ね、業務に取組、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議案書37ページにお戻りください。

続いて、この条例の附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番南谷議員。

●南谷議員 本条例でございますけれども、審査及び工事検査手数料の徴収すべきではない消費税を徴収しているわけでございますから、私は直ちに条例の改正をして、ストップしなければならないと思います。その上で、施行日が公布の日からとなっているのですが、いつからなるのか、まずお尋ねをさせていただきます。

本条例の上程まで12月2日総務常任委員会、3日の厚生文教常任委員会、それぞれ説明がなされました。そして、昨日の町長の行政報告があったわけでございますが、町長も陳謝されておられましたけれども、改めて何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、平成8年4月1日からこの消費税を取ったと、なぜ消費税を徴収することになったのか、その原因についてもう少し詳しく、どうして消費税を取らなければならなかつたことに至ったのか、この原因について説明をしてください。

次に、消費税は平成元年に3%から始まりました。これは全国一律でございます。ですから、元年からこの問題は惹起していたわけでございます。元年から7年までの7年間、消費税は水道事業の利益の中で、税務署のほうに計算をして整理したという理解をしているのですが、いかがですか。この辺についても説明をしてください。

それから、消費税の率が変更のたびに、何回か消費税が変わりましたから、条例は変わっております。さらには、外税が内税の表示に、総体表示になったときもこの条例は担当課として携わっているわけでございますから、それぞれ何回か気づくチャンスがあったと思います。ですけれども、残念ながら今まで発見できなかった。このことは今後の事務執行の上でも非常に参考にしていただきたい。課長からほうから真摯に受け止

め、今後について万全を尽くすという答弁があったのですけれども、この辺についても説明をしていただきたい。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

まず、最後にご質問された内容なのですが、先ほどの答弁のとおり、真摯に受け止めて、内容を今後ともしっかりと確認しながら対応を図っていきたいということは、ご質問者言ったとおり変わりません。真摯に対応して、今後も取り組んでいきたいと思う次第です。

それと、なぜ消費税を徴収することになったのかと、平成8年4月1日からということが、我々はこの事実が分かった11月中旬から、その当時の議事録ないしテープ起こし、それと、条例の改正条文の古いものを探しながら、当時の経緯というものを探しながら確認した次第ですが、正直言いまして、どうして消費税をこの手数料に課税したかまでは、ちょっと分かりかねるところがあったのですが、平成元年からの3%の適用から平成7年までは、消費税を条例でうたっていないものですから、徴収はしてこなかったということです。

それに関しては、利益のほうで消費税の分については、納付、消費税の申告等を対応していたと、要は利益の中から繰り出していたということで、それがだんだん積もり重なってきたことが、平成7年に至ってだんだん利益にて消費税を処分していたというようなことになりますので、これまで何とかこんとか、平成7年くらいまで我慢してきたのですけれども、やはりそれらに対する対応をしなければならないということで、平成7年の条例の改正の際に消費税を導入するといったところと、あとはちょっと推測にしかなりませんが、当時の手数料に対する税法上の考え方として、読み取り方、難しい作業であったのかとは思うのですが、消費税の取扱い、設計審査、検査手数料というものと、これまでの内容、いろいろな難しい内容というか条件というか、課税すべきものか、当時町の中でも我々の手数料だけではなく、いろいろなものの手数料、使用料の中に課税すべきか、非課税にすべきかという議論は、これまであったとは思うのですが、その当時やはりこの手数料については、消費税法の読み取り方というような扱いになるのでしょうか、そこは税法上の施行令にもあるのですが、幾つかの読み取り方というのが何件かあるのですが、その取扱いを課税でいいのではないかという、その当時としては判断したのかなというような結論に至るしかございません。

私としては、調べた限りもうそれ以上のものが出てこなかつたものですから、そう推測するほかありませんが、最終的には誤りであったということが、このたび分かったということで、我々もこの条例の改廃の際に何度も改正させていただきましたが、今後はより深く改正の際には注意しながら、研究してまいりたいと考えてございますので、我々が今聞いたまでの内容としては、ご答弁の漏れはないかなと思うのですが、以上でございます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 条例の施行日でございますが、議員がおっしゃいますように、速やかに改正を行わなければならぬと考えておりますので、本日議決いただけましたら、3日以内に町のほうに議会から送致されますので、それを受けた後、速やかに執行したいと考えております。早ければ明日、遅くとも来週早々には執行したいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 7番南谷議員。

●南谷議員 まずは発生原因なのですけれども、非常に苦しい答弁で、結果として消費税を徴収しているわけでございますから、解釈の遅い、気づかなかつた、当時は皆さん、消費税を徴収するようになって、日本国中が右往左往した時代でございます。たまたま、利益の中から払っていたという答弁がありました、7年間。これも正直言って、町民に負担をかけたわけです。町の財産を払わなくてもいいものを払っていたという結果でございますから、これだって一言もないのですけれども、町民に賦課をかけたわけでございます。金額は分からぬけれども、ゼロではないのです、消費税相殺になるのだから。この辺について、総合政策課のほうではどう捉えているのですか。全く関係ないことですか。これは水道企業会計だから、水道だけの問題でしょうか。この辺についての解釈で少しお尋ねをさせていただきます。

本町の消費税総体申告業務の窓口はどこなのでしょうか。どこが所管となっておりますか。厚岸町の消費税の関係、それぞれ担当課が所管をされて責任を持って税務申告なり、数字を出していると思うのですけれども、厚岸町として、消費税の総体数字を把握しているのは、私は総合政策課という理解をしているのです。この辺について、私は他人事ではないと思うのです。少なくとも、町としての消費税の差引き勘定では、企業会計だからではなくて、大本なわけだから責任があります、多少とも。全然答弁がないのはどういうことですか。

それから、厚岸町は、税務申告、町全体で申告するときには、今回、企業会計に移すのにコンサルに依頼をしました。そのことによって、コンサルのほうはこれは消費税を取らなくていいということは、事前に分かったということは頭に入っているのです、コンサルは。そうすると、厚岸町でも、消費税のほうで、コンサルか何か使っていないのでしょうか、税務申告にする場合に。担当職員だけで常に100%やっているのでしょうか。今後は水道課のほうも、きちんと精査をしていただけるところを、会計事務所かどこかを私は通すべきだと思うのです。そのことによって、もしかしたら発見できたかも分からぬ。もっと早く分かったかもしれない。この辺についてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 一部、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、消費税を納めなければならない部分につきましては、一般会計からはございません。特別会計と企業会計のうち、水道事業に係る分が今現在は消費税を納める部分に

なりますので、議員がおっしゃいました消費税の部分については、水道課が担当しております。

平成8年4月1日までの消費税、厚岸町が課していなかったということでございますが、平成元年の4月から消費税がスタートしておりますが、この時点では、厚岸町としては、手数料、それから使用料等に消費税というものを取ることが可能でありましたが、消費税が係る部分が、まだ小さかった部分もありますし、当時消費税が導入されてかなり混乱していた部分がございます。この混乱を避けるために、厚岸町は消費税を使用料、手数料等に課していなかったということで、たしか当時、私もまだペーペーの若い頃でございましたが、議会のほうにも説明をしていたような、申し訳ございませんが記憶がございます。

今回、コンサルのほうから指摘があったという部分でございますが、コンサルから指摘があったのは、条例の29条に定める全部でございましたが、そのコンサルも確実なものではなくて、我々、提案説明のほうにも、町長の行政報告にもあったと思いますが、いろいろ内部でも当たり前のことですけれども、当然調べさせていただきまして、さらに疑問がある部分がありましたので、最初に税務署に相談させた以降も、実は第1号の給水工事の設計を町長が行った場合、これについては消費税がかけられるのではないかということで、税務署のほうとも水道課長を中心に協議をさせていただいておりました。町長の行政報告にありましたように、12月9日にその回答が来まして、この分については、私、各常任会のほうではかかるないという誤った説明をさせていただきましたが、税務署からそういう訂正の回答が来ましたので、改めて今回条例を差し替えさせていただいて、訂正をさせていただいたところでございます。

あと、消費税の課税に関して、税理士事務所等を通している部分もございますので、その部分については水道課長のほうから説明させていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 私のほうとしては、まず、消費税の申告に対することになりますが、消費税の申告の開始というのは、各会計によってちょっと違いますが、上水道事業については平成元年4月1日から、簡易水道については平成21年4月1日から、それと下水道事業については平成4年4月1日からというような申告対応をやってございます。

会計事務所への委託になりますが、上水道については平成12年から委託に対して申告業務をやらせていただいてございます。それと、簡易水道は平成21年から、下水道事業については平成13年4月1日からの申告となってございまして、消費税の課税事業者等の扱いとしては、上水道については平成元年4月1日から、簡易水道についても先ほど言った平成21年4月1日から、下水道事業については平成13年4月1日からということで、課税売上高がそれまで3,000万円以下だったということに対して、それぞれ申告というものが生じてきたということになってございます。

●議長（大野議員） 7番南谷議員。

●南谷議員 私、分からなかつたからさつき聞いたのだけれども、会計事務所かどこかに委託をしているわけですよね、今の答弁だと。今後、そういうふうにすればより間違いが少なくなつて、発見しやすいのではないかという話をさせていただきました。だけれども、もう既に会計事務所だって責任あるのではないですか。委託料を払っているわけです。おたくらはそういう話を全くしてくれませんでした。

僕も議員として、厚文の委員として、今回の発生に対して非常に責任を感じております。そういう意味では、非常に残念であります。自分も情けないものだなと慚愧の思いでいっぱいございます。こういう事件が発生してしまった。

やはり一番最初にお尋ねをさせていただきました。なぜこの事件が起きたのか。やはり昔、「ほうれんそう」の話をさせていただきました。担当課長、担当者だけではなくて、担当課、やっぱりこういうそれぞれの時に一人だけではなくて、相談したり、お互いに意見を聞いたり、調査をし合う、そういう意味では、総合政策課だって全く関係ないわけではないのです。だって、一般会計の中からだって、農業水道条例によって消費税を払っています。違いますか。関係ないよという答弁だけれども、払っているものもあるのです、条例によって。そういう意味では、やはり総合政策課だって、町の一般会計は消費税は関係ありませんよと、そういう問題ではないと思うのです。町全体の収支をきちんと見て立場では、私はむしろそういうことに関して、しっかり目を通すべきだと思います。

それと、今後もやはり一人では無理だから、これから時代、もっともっとリアルタイムで制度が変わります。前からもよく常日頃言っているのですけれども、きちんとそういうものに対処すべく、一人ではなくて、みんなで連携し合っていかなければならないと思いますし、私も厚生文教常任委員会所管でございますから、この辺についてもやはり、逐次、そういうものについて分かる範囲で説明をきちんと受けて、条例を間違って承認してきた責任があると思うのです、議員として。そういう意味では、副町長は、先日、今回の改正について、厚文ではまず陳謝から始まって、きちんとその今後に向けてやるよということを真摯に受け止めて取り組んでいただけるということでございますから、これからもなお一層、きちんとこういうことの起きないように、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 行政報告で既に申し上げましたけれども、今後につきましても関係法令の解釈と理解を徹底することで、再発防止と信頼回復に努めてまいりますので、深くお詫びを申し上げると同時にご理解をいただきたい、そのように考えますので、何とぞよろしくお願ひ申します。

同時に、今回の行政報告並びにこのような議会の中で、いろいろと時間を費やしたこと本当に申し訳なく思っているわけでございます。どうか今後については十分に今ご指摘がありましたことも守りながら、今後、2度とこういうことが起きないように、私といたしましても、町長の責任でいろいろと指導してまいりたい、そのように考えます

のでご理解いただきたいと存じます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ただいま町長からお話のあったとおりでございますが、当時の説明を若干させていただきたいと思います。

総合政策課は当時、名前は違う課でございましたが、もちろん消費税の導入に当たりましては、全庁的に会議を行って、それぞれ頭を突き合わせて検討を行った上で、使用料、手数料等について消費税を課すという判断をしてきたところでございます。

ただ、当時は正しいと思い、やってきたことでございますが、今回については誤りがあったということで、町長からの行政報告をさせていただいたところでございます。

町長からもお話ありましたが、今後は法解釈等についても、職員は一生懸命勉強させていただいて、このようなことがないように取り進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

●議長（大野議員） そのほか、ご質問はありませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後4時41分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議員） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の議事日程が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。
本会議を休憩いたします。

午後 4 時41分休憩

午後 5 時13分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議員） 日程第10、議案第75号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算、議案第76号 令和6年度厚岸国民健康保険特別会計補正予算、議案第77号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第78号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第79号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第80号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第81号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第82号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第83号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

●議長（大野議員） 3番佐藤委員長。

●委員長（佐藤議員） 佐藤議員 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第75号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算ほか、9件の審査につきましては、本日委員会を開催し慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（大野議員） 初めに、議案第75号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第76号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第77号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第78号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第79号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第80号 令和6年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第81号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第82号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第83号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 日程第11、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、両委員長から提出されております。

この際、両委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第12、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第13、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第14、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第15、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和6年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後5時23分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年12月12日

厚岸町議会
議長

署名議員

署名議員